

ナチス・ドイツと中国国民政府 一九三三—一九三六年（三・完）

——中独条約成立の政治過程——

田 嶋 信 雄

目 次

はじめに

- 一 「広東プロジェクト」の進展とHAPROの成立（以上『成城法学』第七九号）
- 二 「南京プロジェクト」と「広東プロジェクト」（以上『成城法学』第八〇号）
- 三 一九三五年夏の中独交渉と、中独両国における新しい国防経済建設計画の形成
 - 1 南京国民政府支配領域の拡大とクラインの南京・広東プロジェクト
 - 2 広東プロジェクトをめぐる混乱の継続とドイツ政府内の調整
 - 3 一九三五年夏の諸会談
 - 4 「資源委員会」と、中独両国における新しい国防経済建設計画の形成
 - 5 南京プロジェクト交渉の進展

四 顧振代表団の訪独と中独条約の成立

1 顧振代表団の訪独

2 蔣介石の屈服と中独条約の成立

五 ライヒエナウの訪中と、親日派に対する国防省の闘争

1 親日派との闘争

2 中独条約の締結とその余波

おわりに(以上本号)

三 一九三五年夏の中独交渉と、中独両国における新しい国防経済建設計画の形成

1 南京国民政府支配領域の拡大とクラインの南京・広東プロジェクト

広東プロジェクト第一次契約と第二次契約

すでにみたように、クラインの広東プロジェクト第一次契約(一九三三年七月)は、(1)大砲工場(一八五万香港ドル)、(2)砲弾・信管・薬莖工場(一〇七万五〇〇〇香港ドル)、(3)毒ガス工場(四九万香港ドル)、(4)防毒マスク工場(六万五〇〇〇香港ドル)を含めた総額約五五〇万香港ドルにのぼる契約(現金払い)を中心としていたが、⁽¹⁾ゼークトが帰国の途に、クラインが中国再訪の途についた一九三五年三月には、この広東プロジェクト第一次契約はかなりの進捗を見せており、すべての施設は完成し、据え付けるべき機械も到着して組み立てが開始された。ま

た、それ以降も、追加の機器・備品などの搬送が続けられることになる。

こうしてクラインと広東派が作った第一次広東プロジェクトの既成事実にははや動かしがたいものとなり、ドイツ外務省の内部においてさえ、すでにみたように、ドイツの経済的利益を理由として、既成事実を容認する意見が発生せしめていたのである。²⁾

したがって、今回のクライン訪中の主要な目的は、とりわけ一億RMの借款契約と各種工場建設を中心とする南京プロジェクト仮契約の実現のための交渉と、広東プロジェクト第二次契約、すなわち主契約たる二億RMの借款協定のほか、(1)鉄道建設（一一二六万香港ドル）、(2)港湾施設建設（三三〇万香港ドル）、(3)火薬工場（四三二万香港ドル）、(4)防毒マスク工場建設（二九万香港ドル）の各仮契約をめぐって展開されることになる。なかでも中独関係において軋轢の焦点となったのは、もちろん主契約たる二億RMの借款協定と、軍事的に重要な意味を持つ(4)の防毒マスク工場の建設問題であった。蒋介石・南京中央政府は、すでにみたように、終始広東派の軍事的強化の一切に断固として反対する態度をとっていたのである。

ゼークト・クラインのシンガポール会談（四月四日）とその余波

さて、一九三五年三月下旬に上海を発ったゼークトは、途中香港に立ち寄り、軍事顧問としてすでに広州に到着していたゼームスドルフ将軍と極秘裏に会談した。³⁾この会談の内容は明らかではないが、ゼークト・クラインの広東プロジェクトとドイツ国防省による広東への軍事顧問派遣問題が密接に関連していることを明らかに示していた。

その後、香港から南下したゼークトと、インド洋から東アジアへと向かっていたクラインは、四月四日にシンガポールで合流した。このシンガポールでの会談でクラインは、ドイツで関係各機関との間でおこなってきたさまざまな交渉について、例によって誇張を交えてゼークトに報告した。クラインによれば、南京中央政府および西南派

との経済協力および鉱工業開発に関する諸計画は「ドイツ政府によって承認」されたという。この報告を「完全に了承」したゼークトは、その場ですぐに南京のファルケンハウゼンに宛てて手紙を書き、クラインへの「全面的な支援をお願いする」との要請を記した。さらにこの手紙の中でゼークトは、ドイツに帰国したら「中枢機関に中国情勢を報告する」と述べ、ドイツでチャイナ・ロビーとしての活動を展開する決意を示したのである。⁽⁴⁾ 会談後クラインは、この手紙を持って意気揚々と上海に向かった。

一方、ゼークトを乗せた客船マーニックス号は、長い航海ののち、四月二三日にジェノヴァに入港した。⁽⁵⁾ ジェノヴァでは、ドイツ国防省の在華ドイツ軍事顧問団担当連絡将校プリンクマンが、わざわざベルリンからやってきて丁寧にゼークトを出迎えた。⁽⁶⁾ しかしながら、ジェノヴァでゼークトを待っていたのは、長旅をねぎらうプリンクマンだけではなかった。それは四月一六日付の以下のような蒋介石の電報であった。⁽⁷⁾ 広東プロジェクトを厳しく批判するその内容は、船上で十分な休養を取り、身も心も「リフレッシェ (erholt)」して下船したゼークトにとつては、きわめて不愉快な出来事であったに違いない。⁽⁸⁾

クラインによる広東への軍事物資供給に関しては、中国政府側によって主張されている見解が、予期に反し、ドイツ政府によりほとんど尊重されておりません。クラインは私〔蒋介石〕の了解がある旨をいたるところで触れ回っていますが、これはけつして事実と合致するものではありません。クラインとの会談で私はいかなる同意も与えておりません。本当の事情を明らかにするため、ドイツ国防省に私の見解を一刻も早く伝えていただきますよう閣下〔ゼークト〕にお願いする次第です。

しかももちろん蒋介石は、この電報をたんにゼークトに宛てて打電したのみならず、翌一七日にはベルリン駐在中国公使館の譚伯羽商務書記官にも指示を出し、同文の電報をドイツ国防省軍務局長ライヒェナウに確実に届ける

よう命じていたのである。⁽⁹⁾ 蔣介石には、クラインの広東プロジェクトを許すつもりはいささかもなかった。

クラインⅡファルケンハウゼン会談（四月一八日）およびクラインⅡ孔祥熙会談（四月一九日）

一方、四月一五日に箱根丸で上海に入港したクラインは、一六日の夜行列車で上海を発つて翌一七日に南京に到着した。⁽¹⁰⁾ 一八日、南京の軍事顧問団事務所にファルケンハウゼンを訪ねたクラインは、ゼークトから預かった手紙を渡すとともに、例によって誇張と虚言を取り混ぜながら、広東プロジェクトは「蔣介石の要望に添うような形で調整された」との説明をおこなったのである。もちろんファルケンハウゼンはクラインのさまざまな言明をただちに信用したわけではなかったが、蔣介石宛に手紙を書き、可及的速やかにクラインを接受するように求めたのである。⁽¹¹⁾ すでにプロムベルクの強硬な手紙（三月二三日付）に接していたファルケンハウゼンは、⁽¹²⁾ それに加えて今回のゼークトの依頼もあり、やむを得ず蔣介石とクラインとの会談を仲介したのであった。

クラインはファルケンハウゼンとの会談後、数時間南京に滞在したのみで、ふたたび汽車に乗り、上海に戻った。⁽¹³⁾ 当時蔣介石は紅軍追撃のため貴州省の省都貴陽で指揮・督戦をおこなっていて首都南京を不在にしていたうえ、クラインとしては広東プロジェクトに強硬に反対している蔣介石との面会を回避し、一九三四年八月二三日の仮契約の調印者である孔祥熙に交渉相手を絞れば籠絡しやすいと判断したようである。こうして四月一九日の午後、上海でクラインと孔祥熙の会談がおこなわれたのである。⁽¹⁴⁾ あくまでクラインの表現ではあるが、この会談は「満足すべき会談」であったという。⁽¹⁵⁾ クラインはこの「成果」をただちに電報で経済大臣兼ライヒスバンク総裁シャハトに通知した。

しかも南京での会談でファルケンハウゼンがとくに異議を唱えなかったことに気をよくしたクラインは、四月二三日、ドイツ陸軍兵器部に電報を打ち、「クライン・蔣介石・ファルケンハウゼンがクライン・プロジェクトで合意した」「丁」とのまったくの虚言を弄するありさまであった。陸軍兵器部長リーゼ（Kurt Leise）からこの驚くべき

情報を得たベルリン駐在中国公使館の譚伯羽商務書記官はただちにドイツ外務省に照会をおこなったが、もちろんこの電報の内容は外務省のまったくあらず知らぬものであった。⁽¹⁶⁾ その後もクラインは、半年前(一九三四年二月)に開業したばかりの近代的な高層ホテル「上海パークホテル」(「国際飯店」)に居を構え、ここを拠点として秘密裏に行動することとなるのである。⁽¹⁷⁾

ブロムベルクの強硬姿勢とシャハトの対中協力意欲

このように事態が錯綜する中で、上記四月一六日付の蒋介石による広東プロジェクト否認に対し、五月一日、国防大臣ブロムベルクは電報を打って蒋介石に直接回答した。しかもその内容は、以下のように非常に強硬なものであった。⁽¹⁸⁾

ドイツ国防省は、以下のことを再度確認したいと思います。

- (1) クライン氏は総統(「ヒトラー」)に直接会って説明をし、肯定的な成果を得ております。
- (2) ヒトラー氏は閣下(「蒋介石」)に署名入りの写真を渡すようクライン氏に依頼しました。
- (3) クライン氏はドイツ国防省および経済大臣シャハト博士の完全な信頼を得ております。ドイツ政府はクライン氏のプロジェクトに特別の関心を持っており、そこに大きな価値を置き、それを完全に支持しております。
- (4) クライン氏はドイツにおいて中国および閣下(「蒋介石」)の利益にのみ基づいて発言し行動しております。

ブロムベルクは、このように、クラインの広東プロジェクトに反対する蒋介石の抗議に対し、ヒトラーというシンボルを引き合いに出して正面突破を図ろうとしたのである。

さらに五月六日には、前述のクラインと孔祥熙の会談(四月一九日)の報告を受けて、シャハトが孔祥熙に手紙

を送り、以下のように中独パートナー貿易実現への意欲を示した¹⁹。これは、ドイツ政府はクラインのプロジェクトを支持しているという上述のプロムベルクの主張を裏付けるかのような効果を有していたといえよう。

貴国政府がクライン氏と締結したパートナー契約〔南京プロジェクト〕に非常に満足しており、私に与えられたあらゆる手段を用いてこの契約を実現する用意があります。ドイツは中国の鉱物資源および農業産品を大規模に輸入する態勢と能力を有しており、また高度に発展した産業に依拠してあらゆる分野で中国に工業産品を輸出することが可能です。両国の産業と生産能力の相互補完性という僥倖により、相互の経済建設へ向かう新しい道が開かれると私は確信いたします。

このような認識からシャハトは、契約締結後の第一年次および第二年次に確実に供給しうる農業産品と鉱業資源の種類および総量を可及的速やかに知らせよう孔祥熙に依頼した。さらにシャハトは、満足すべき書類が届いた場合、中国政府に二〇〇万RMの借款を与える用意があることを明らかにしたのである²⁰。

紅軍の「大西遷」と蒋介石による中国統一の進展

しかしながら、こうした中独関係の背景にある中国国内の政治状況は、一九三四年秋から三五年春にかけて、大きな変化を見せ始めていた。一九三四年一月に「福建人民政府」を制圧した蒋介石は、江西ソヴィエトを主な対象とした第五次「囲剿戦」を継続し、ドイツ軍事顧問団の助言をも受けながら、トーチカ戦術により紅軍への包圍網を一步一步狭めていった。その結果、一九三四年秋、紅軍はついに「大長征」と呼ばれる軍事的敗北を強いられることとなったのである。広東派の陳済棠はこの「剿共戦」において蒋介石から「剿匪南路軍總司令」に任命されていたが、広東軍の南からの包圍活動は不活発で、紅軍第一方面軍はその隙を突く形で一〇月一六日、江西省西南部からの「西遷」に出発したのである²¹。蒋介石は紅軍第一方面軍の逃走およびそれを許した広東軍の行動に驚き、一

○月三〇日、陳濟棠に関して「何を以て天下と後世に対するか」と怒りをあらわにしたが、それはともかく、「大西遷」の結果、西南派は、南下してきた南京中央政府およびその軍隊の政治的・軍事的圧力に直接さらされることとなった。⁽²³⁾

一九三五年三月二三日に貴州省の省都貴陽に入った蒋介石は、「剿共戦」に関して貴州軍の督戦をおこなったうえ、四月二四日、貴州省主席兼第二五軍長王家烈を罷免して吳忠信をあらたな省主席の地位に就け、貴州省の中央化を進めた。さらに五月一〇日、蒋介石は貴陽から雲南省の省都昆明に入り、特別支出費を支給して雲南省主席龍雲との関係を強化した。⁽²⁴⁾ また四川省でも三五年二月一〇日、「剿共戦」の過程で中央に接近してきた劉湘を主席とする政府が発足して統一へと向かっていた。⁽²⁵⁾ こうして西南派五省連合のうち雲南、貴州、四川が中央政府の支配下に入った。⁽²⁶⁾ 残るは両広（広東・広西）のみとなったが、広西省の南部は国民政府軍に占領され、さらに南京国民政府の支配領域は広東省の境界にまで及ぶこととなった。⁽²⁷⁾

このことを政治的・経済的に見れば、以下の点がとりわけ重要であろう。第一にそれは、広東省・広西省にとって重要な財源の一つである貴州省・雲南省からのアヘンの輸送路を南京中央政府が制圧したことを意味していた。第二に、われわれの観点からみてとくに重要であるのは、南京中央政府が広東省と江西省・湖南省の境界に存在する大量のレアメタル鉱を手中にする展望が生まれたことである。このことは、さらに第三に、近い将来、南京国民政府が西南派を政治的・軍事的に制圧し、広東プロジェクトの成果である武器工場群を接収する可能性が生じたことを意味していたのである。

事実、一九三五年五月初旬、国民政府軍政部兵工署長俞大維は、「広東が最終的に統合された場合の接収」に備え、ファルケンハウゼンに対し、広東へ供給された武器の詳細を尋ねていた。⁽²⁸⁾ さらに南京中央政府側は、将来広東が中央化された場合、「対価なしで広東の武器工場が手に入る可能性」、すなわち南京中央政府による広東プロジェクトの没収の可能性さえ示唆していたのである。⁽²⁹⁾

しかもこの場合、以下の事情が留意されなければならない。つまり、もしこの時点で南京国民政府がクラインの広東プロジェクトを承認すれば、将来広東兵器工場群を接収する場合、当然のことながら、しかるべき補償をおこなわなければならない。逆に、「補償」を回避し、「対価なき没収」を正当化するためには、建前上、広東プロジェクトを「非合法」なものとしてあくまで否認しておく必要があった。

こうして南京中央政府・蒋介石の広東プロジェクトに関する態度は、実際はアンビヴァレントなものであった。蒋介石は、ドイツに対し建前上は広東プロジェクト拒否の態度を貫きつつ、場合によってはそれを黙認し、さしあたりクライン・HAPROが同時に推進していた南京プロジェクトを積極的に推進する姿勢を示したのである。

2 広東プロジェクトをめぐる混乱の継続とドイツ政府内の調整

ドイツ航空省の介入

以上のようにプロムベルク・シャハトが広東プロジェクトを含めたクラインの活動を強力に支援し、他方南京国民政府の態度も微妙なニュアンスを含み始めた中で、ドイツ本国および中国現地では、政策決定過程に混乱をもたらす要因があらたに加わっていた。

あらたな混乱要因の第一は、ドイツ空軍総司令官ゲーリングおよびドイツ航空省が対中国政策、とくに対広東政策に関心を示したことである。ことの発端は、一九三五年五月に南京で流れた情報であった。それによれば、クラインの広東プロジェクトに関連して広東にドイツ空軍顧問が派遣され、重爆撃機の使用にも耐える飛行場の建設を指導するというのであった。しかもその飛行場は、当時全通をめざして工事がおこなわれていた粵漢線（廣州・漢口線）の広東側既設部分（広韶段）の終点に建設されるという。この飛行場の建設により広東政府は、南京中央政府の地上施設、とりわけ重要な戦略拠点であり「剿共戦」のための航空機が発着する南昌の飛行場を破壊する能力

を獲得することになるといのであった。⁽³⁰⁾

そして実際、明らかにこの情報に関連して、ドイツ航空省がファルケンハウゼンに「広東にドイツの航空機一〇〇機を輸出する可能性」について南京国民政府に打診するよう求めた。続けて航空省は、南京駐在のドイツ空軍顧問シュトレチウス (Alfred Streckius) に対しても「空軍の立場から南京―広東間の関係について意見を送るよう」要請したのである。⁽³¹⁾ ここには中国情勢、とりわけ南京中央政府と西南派の関係に関するゲーリング・航空省の救いがたい無知・無理解が示されていたといえよう。

こうした空軍の問い合わせに対しシュトレチウスは、「クライン・プロジェクトは南京の顧問団の立場を危うくする」し、イタリアの在華空軍顧問団の存在を念頭に置いたうえで、「私が解任されても喜ぶのはイタリアだけだ」との返答を本国の航空省におこなった。⁽³²⁾ また、ファルケンハウゼンも迅速に対応し、ドイツ国防省・航空省に空軍顧問の派遣を一時留保するよう手配したのである。⁽³³⁾ ドイツ外務省はこの件を航空省に照会したが、航空省からは六月上旬に「はじめは広東を予定していた」が、「反対意見」を考慮して「南京に切り替えるつもりである」との返答をようやく得ることができた。しかしその際にも航空省は、現在なお「広東への若干の供給を検討中」であるとの未練を残したのである。⁽³⁴⁾

上海総領事クリーベルの登場

二つ目のあらたな混乱要因は、上海総領事クリーベル (Hermann Kriebel) が、この間あらたな広東プロジェクト反対派として登場したことである。そもそもクリーベルは、ヒトラー、ルーデンドルフ (Erich F. W. Ludendorff) らが一九二三年一月八日―九日に起こしたミュンヘン一揆に参加したヒトラーの古参の同志であり、ヒトラーが親称 *Du* で話す数少ない友人の一人であった。ランツベルクの刑務所を出所したあとクリーベルは、オーストリアで右翼系準軍事組織である護国団の運動などに関わり、その後中国に渡って第一代ドイツ軍事顧問団長バウ

アー (Max Bauer) の下で副顧問団長に就任した。バウアーが一九二九年に上海でチフスにより客死すると、クリーベルが第二代目として後を継いだ。しかしながらクリーベルは国民政府の多くの軍人や官僚と良好な関係を築くことに失敗し、ドイツ国防省は、代わりに国防省元軍務局長のヴェッツェル (Georg Weizell) を中国に派遣した。このころドイツ国防省は、バウアーやクリーベルら右翼急進主義者に代えて、ドイツ国防軍の主流派であるヴェッツェルを送り込み、在華ドイツ軍事顧問団の再編成をめざした。軍事顧問団長退職後クリーベルは、ヒトラーとの関係を利用して外務省に潜り込み、上海総領事の職につくことになった。⁽³⁵⁾すでに述べたように、当時上海ではクラインがパークホテルを拠点に暗躍していたが、クリーベルは南京のファルケンハウゼンから情報を得て、クラインの広東プロジェクトが中独関係全般に影響を及ぼしかねないと判断し、強い危機感を持つにいたったのである。

一九三五年五月、クリーベルは「信頼できる情報源」から蒋介石が広東へのドイツ軍事顧問派遣に不満を抱いているとの情報を得た。五月一二日、クリーベルは外務省に電報を打ち、もし軍事顧問が広東に派遣された場合、蒋介石は南京の在華ドイツ軍事顧問団を解任するだろうとの判断を示したのである。さらに翌一三日、クリーベルはヒトラーへの直接のアクセスを利用し、⁽³⁶⁾以下のように述べた。南京中央政府との武器・軍需工業取引はドイツ軍事顧問団の存在に掛かっているが、広東プロジェクトと広東への軍事顧問派遣がおこなわれれば、蒋介石は間違いなく南京駐在ドイツ軍事顧問団を解任するであろう。「ドイツ国防省は、南京—広東の関係を誤って判断しているのではないか」。以上のような危惧からクリーベルは、広東から軍事顧問を召還して南京の軍事顧問団に直属させること、また、クラインの広東への武器・武器工場プロジェクトを放棄し、その代わりに南京中央政府と大規模な事業を推進することを提案したのである。⁽³⁷⁾その際クリーベルは、蛇足ながら、上海で予定されていた「イギリス海軍退役軍人会」の集会に参加して挨拶したい旨を述べ、イギリスに政治的シンパシーを抱くヒトラーの歎心を買うことを忘れなかった。⁽³⁸⁾この情報は、のちに意味を持つこととなる。

以上のような南京の空軍顧問シュトレチウスと上海総領事クリーベルの提案に便乗する形で、北平の駐華公使卜

ラウトマンも、五月一七日、外務省本省に改めて「広東での冒険」を中止するよう求めたのである。⁽³⁹⁾

孔祥熙の疑念

三つめのあらたな混乱要因は、蒋介石に続き、財政部長孔祥熙も、クラインの活動に不信感を持ち始めたことである。ファルケンハウゼンが南京駐在ドイツ公使館のラウテンシュラーガー参事官に語ったところによれば、「孔祥熙の周囲」も「クラインのパーソナリティ」に不信を抱き、「いったいクライン氏はどのような権限を有しているのか?」「ドイツは国家間条約を求めているのになぜ全権委員を任命しないのか?」との疑問を呈したのである。これは、ドイツの中国駐在外交官にとっては、ドイツの対「満洲国」政策を大混乱に陥れた「ハイエ事件」の悪夢を想起させるものであった。⁽⁴⁰⁾ さらに孔祥熙は、中国国民政府がドイツから借款を得た場合に予想される日本の反応を憂慮し、七月一〇日、南京駐在日本総領事須磨弥吉郎に対し、「支那が外国より借款するかまたは通貨調整につき援助を受くるに於いては、(日本は)如何なる態度に出すべきや」と尋ねていたのである。

ヒトラーの政治指導の不在と政府内調整 (五月二四日)

広東プロジェクトに反対する上海総領事クリーベルのヒトラー宛電報は、外務省から内閣官房を経由してヒトラーに渡され、五月二〇日にその確認を得た(„Der Führer hat Kenntnis“)⁽⁴¹⁾が、それは対中国政策決定過程に直接ヒトラーを巻き込むまでにはいたらなかった。というのも、このころヒトラーの政治的・外交的関心は、五月一八日に調印されたばかりの英独海軍協定により、もっぱら英独関係に注がれていたからである。英独海軍協定は、『わが闘争』以来かれが夢見ていたイギリスとの同盟関係を形成するための第一歩と考えられており、当時のかれの頭はその興奮で満たされていたのである。ヒトラーはクリーベルへの返信の中で肝心の広東プロジェクト問題にまったく言及せず、むしろクリーベルが蛇足で報告した「イギリス海軍退役軍人会」の集会の情報を喜び、クリー

ベルに「感謝」するありさまであった。⁽⁴³⁾ こうして対中国政策をめぐるナチス・ドイツの政府内政治は、ヒトラーの政治指導を欠いたまま、いわば「ルールなき政府内政治」の様相を呈するにいたったのである。⁽⁴⁴⁾

しかしながら、以上のような政策決定過程の混乱は、外務省と国防省の再度の調整を不可避とするに充分であった。外務省第四部長（東欧、スカンディナヴィア、東アジア管轄）マイアーは国防省と連絡しつつ広東プロジェクトに関する以下のような基本的方針案を作成し、外務大臣ノイラート、外務次官ビューロおよび国防省軍務局長ライヒェナウの承認を得たあと、五月二四日、北平のトラウトマンに送付したのである。

(1) クラインは活動を広東から南京に移す。

(2) 広東への諸計画は漸次整理する。広東への武器輸出はおこなわない。今後、設備の建設をどの程度進めるか否かは蒋介石の了承による。

(3) 広東の軍事顧問は、蒋介石が広東残留を望まない限り、漸次撤収する。場合によってはファルケンハウゼンの軍事顧問団に編入する。

外務省と国防省は、こうした基礎の上で、上海のクラインに指示を出し、蒋介石と面会し、直接の調整をおこなうよう求めたのである。⁽⁴⁵⁾

ここで外務省が国防省にクラインの広東プロジェクトの段階的撤収を方針として飲ませたのは、かなりの前進であったといえよう。しかしながら、先回りしていえば、蒋介石の意思の確認をクラインに任せたのは、この合意の致命的な欠陥であった。

3 一九三五年夏の諸会談

蒋介石Ⅱクライン会談 (六月一六日)

四月下旬の帰国以来ベルリンでは、ゼークトが「チャイナ・ロビー」としての活動を開始していた。五月二二日、ゼークトはケプラーやHAPROベルリン代表ロイスと協議を持った。このころゼークトはロイスと毎日の如く会談し、現地中国で活動しているクラインやその助手である退役将校ハインツらとも頻繁に電報で連絡を取っていた。こうした会談や連絡のなかでゼークトは、中国における来るべき蒋介石Ⅱクライン会談について調整するとともに、ベルリンで予定されていた自身のヒトラーへの訪中報告の準備もおこなっていたのである。

すでにみたように蒋介石は、このころ西南各地を飛び回って「剿共戦」の督戦をするとともに、現地地方政権の中央化・統一化をなかば強引に推進しており、かなりの期間南京を留守にしていた。そのため蒋介石とクラインの面会は遷延したが、四川省の重慶に向いて機会を伺っていたクラインは、蒋介石からのアポイントメントを得て、ハインツおよび国民政府軍事委員会弁事処ドイツ語通訳の齊煥を引き連れ、二〇時間バスに揺られて四川省の省都成都に向かい、ようやく六月一六日に蒋介石と会談の機会を持つにいたった。⁽⁴⁷⁾ 蒋介石はその会談の結果をベルリン駐在ドイツ公使館の譚伯羽商務書記官に打電し、ゼークトに転電するよう指示したのである。⁽⁴⁸⁾

本日クライン氏と詳細な会談をおこない、甚だ愉快でした。かれの建議を実行することを許可しました。将軍〔ゼークト〕がクライン氏を信任しているので私も信任いたします。

一見して明らかなように、ここで蒋介石は南京プロジェクトと広東プロジェクトの区別を何らおこなっていない。それはクラインが広東プロジェクトへの言及をおそらく避け、もっぱら南京プロジェクトについてのみ説明をおこなったことの反映だったのであろうが、クラインの広東プロジェクトを明確には否定しなかったこの蒋介石の態度表

明は、結果的に、のちに禍根を残すこととなる。また、ここで蒋介石が、自らクラインを信用するのではなく、「ゼークトがクラインを信任するから自分も信任する」という論理を使っていることにも注目しておきたい。しかしいずれにせよこれは蒋介石自身が、南京プロジェクトをクラインに対して承認した瞬間であった。

ヒトラー—ゼークト会談（六月二六日）

蒋介石—クライン会談の一〇日後の六月二六日、ベルリンの内閣官房にゼークトが招待され、ヒトラー、国防大臣ブルムベルク、外務大臣ノイラート、経済大臣兼ライヒスバンク総裁シャハト、総統付陸軍連絡将校ホスバッハ（Friedrich W.L. Hobbach）らが出席して中国に関する報告会が開かれた。出席したホスバッハによれば、ゼークトはオープンカーで内閣官房に到着し、「形式と内容において明晰で、説得的に組み立てられた講演」をおこなった。聴衆も「かれの長い話を黙って聞いた」。「ヒトラーもまた講演に魅せられ、ゼークトに大きな好意をもって接した」という。講演のちゼークトは、中国駐在ドイツ大使館を北平から南京に移して欲しいという蒋介石の「緊急の要望」をヒトラーに伝えた。日本が五月一七日に中国駐在公使館を大使館に昇格させたことにともない、イギリスやアメリカ合衆国も歩調を合わせたため、ドイツもすでに北平駐在公使館の大使館への昇格を決定していたが、蒋介石はゼークトを通じてその所在地を首都南京に変更するよう求めたわけである。これに対しヒトラーは、大使館の臨時事務所をただちに南京に開設するとともに、大使館にふさわしい土地を南京で探すよう指示した。⁽⁴⁹⁾

以上のようにゼークトのヒトラーへの報告は非常に友好的な雰囲気の中でおこなわれ、ヒトラーもそれに満足したようである。ただし、報告の性質上、クラインのプロジェクトについてはほとんど触れられなかったし、南京における大使館の開設を除き、ヒトラーから対中国政策に関する具体的な指示もなかったのである。ヒトラーは、このときも、対中国政策については熱心な政治指導をおこなわず、いわば「怠惰な独裁者」にとどまった。⁽⁵⁰⁾

なお付け加えておけば、会談はたしかに友好的な雰囲気の中でおこなわれたが、それはおそらく表面的・社交的

なものであって、ヒトラーとゼークトの関係はそう単純なものではなかった。ヒトラーにとってゼークトは、自身が一九三三年一月に起こしたミュンヘン一揆を戒厳司令官として最終的に挫折させた張本人であったし、ゼークトにとってヒトラーは、自ら立候補の意欲を示した一九三三年の大統領選挙におけるナチ党の候補者であった。一九三三年一月三〇日のヒトラーの首班指名を、ゼークトは複雑な思いで眺めていたのである。この日の会談は、おたがいに腹に一物ある老獪な政治家同士の会談であった。

ゼークトはこの会談のあと、七月八日に蒋介石に電報を送り、ヒトラーがクラインとゼークトの計画に「賛成した」と報告した。しかしその中でゼークトは、当然のことながら、クラインの広東プロジェクトに関して一切言及しなかったのである。⁽²²⁾ また、会談に同席したシャハトも、七月一五日に財政部長孔祥熙に電報を打ち、一九三四年八月二三日のクラインと孔祥熙による仮契約を「承認・支持」すると伝えたのである。⁽²³⁾ これは、シャハトが、二〇〇万RMではなく、南京プロジェクト仮契約にある一億RMの対中借款を事実上認めたものであった。

蒋介石Ⅱファルケンハウゼン会談（七月三一日）と、蒋介石の「真意」

六月一六日の蒋介石Ⅱクライン成都会談および六月二六日のヒトラーⅡゼークト会談は、クラインをいっそう増長させる結果となった。成都から七月一八日に南京に戻ったクラインは、自分だけ二〇日にさっさと本拠地の上海へ帰ってしまい、翌二一日に協力者のハイנטツと通訳の齊燮を南京のファルケンハウゼンの事務所へ派遣し、成都での会談内容を報告させた。クライン自身はあくまでファルケンハウゼンとの面会を忌避したわけである。その席でハイנטツらは、「すべてはうまくいっており、総司令（蒋介石）は広東プロジェクトに全面的に同意した」と述べた。これに対しファルケンハウゼンが「それでは広東プロジェクトに反対する旨の総司令の電報（四月一六日付）はどのように理解したらよいか」と詰問したところ、ハイנטツらは、「総司令はそうした電報については何も知らない」と答えるありさまであった。ファルケンハウゼンは、当然のことながら、「まったく信じられない」との感

想を抱いたのである。⁽⁵⁴⁾

上海に戻ったクラインは、そこでも上海総領事クリーベルとの面会を忌避したうえで、遅れて南京から上海に帰還したハイנטツを七月二一日午前上海ドイツ総領事館に派遣した。そこでのクリーベルに対するハイנטツの報告によれば、蒋介石が南京プロジェクトを受け入れる際にクラインの広東プロジェクトは「なんら障害にならなかった」し、蒋介石は「広東のドイツ軍事顧問問題にも触れなかった」。それどころか蒋介石はクラインにつきぎのように述べたという。

広東の兵器工場やその他の計画は爾々と継続してほしい。そのため「クラインが」上海に戻ったら広東へ出張してもよい。広東プロジェクトに関する発言は私（蒋介石）の発言ではなく、ほかの中国人グループから出たものだ。

もちろんクリーベルはこのハイנטツの報告をまったく信じなかったし、むしろクラインがハイנטツら協力者に広東プロジェクトについて言論統制をおこなっているのだらうと判断していた。しかしながらクリーベルは、蒋介石が一定の譲歩をした可能性も否定しえず、六月一六日の蒋介石との会談でクラインが「カバンの中の数百万のクレジットをちらつかせた」のではないかと疑った。さらにクリーベルは、蒋介石はいま日本軍の華北分離工作（六月一〇日梅津・何応欽協定成立、六月二七日土肥原・秦徳純協定成立）により厳しい状況に置かれているため、全力で南京中央政府自身の軍拡プログラムを推進する必要があるのかもしれない、と判断した。いずれにせよクリーベルは、このハイנטツの訪問の目的について、自らを「懐柔」するためだと正しく判断していたのである。クリーベルはこのハイנטツとの会談に関するメモをただちに南京のファルケンハウゼンと北平のトラウトマンに送付した。⁽⁵⁵⁾

こうした一連のハイנטツの報告からは、外務省とライヒェナウ連名の五月二四日付指示（「クラインは活動を広東から南京に移す」、「広東への諸計画は漸次整理する。広東への武器輸出はおこなわない」など）をまったく無視

するクラインの姿勢が明らかとなったのである。つまりクラインは、自らの後見人たるドイツ国防省の意向さえ無視したのであり、ドイツ国防省自身がクラインによって手玉にとられていたわけである。

さて、クリーベルの書簡を受け取ったファルケンハウゼンは「私は絶対的に貴下と同じ考えです」と述べてクライベルに同調する姿勢を示し、さらに事態の打開のため、自ら成都に飛び、蒋介石と面会してその意図を確認する決意を固めたのである。⁵⁶⁾

この重要な蒋介石⇨ファルケンハウゼン成都会談は、多くの別のテーマも含め、七月三十一日に二時間にわたっておこなわれた。⁵⁷⁾ファルケンハウゼンによれば、この時蒋介石は、クラインの名前をいっさい口に出さないまま、西南派への武器供与に関し、以下のように述べたという。⁵⁸⁾

私はまだ両広（広東省・広西省）を統治していない。もちろん私は両広の軍事的強化を望んでいない。しかしまだ両広への武器供給を阻止する力はない。だが、もし武器輸出業者が代金を得られなくても、私はその損害に責任を持たないだろう。

つまりここで蒋介石は、おそらく日本の華北分離工作などを念頭に置きつつ、いま西南派への武器輸出を実力で阻止することはできないが、両広の軍事化を黙過するつもりはないし、場合によっては将来における西南派の政治的・軍事的制圧ののち、クラインの広東プロジェクトを没収することもありうることを示唆したのである。

八月一三日、ファルケンハウゼンは、今回の四川訪問に関する報告書をドイツ国防省在華軍事顧問団担当連絡将校プリンクマンに送付したが、そのなかで、広東プロジェクトに関する蒋介石の発言について、「聞く耳を持つものは理解できるだろう」と述べた。かれは蒋介石の意図を理解したのである。その「真意」は、以下のように分析

することができよう。(1)南京プロジェクトは推進する。(2)近い将来、西南派を政治的・軍事的に制圧し、広東プロジェクトの成果を接収する可能性があるので、直接的な軍事的脅威にならない限り、これを黙認する。(3)対外的にはもちろん広東プロジェクト拒否の政治的立場を貫く。

4 「資源委員会」と、中独両国における新しい国防経済建設計画の形成

資源委員会と中独協力

すでにみたように、六月一六日の会議で蒋介石はクラインに南京プロジェクトの許可を与えたが、南京プロジェクトを実施に移すに当たり、蒋介石は、一九三五年八月、孔祥熙に加え、翁文灝を南京プロジェクト担当の直接の責任者とし、クラインとの交渉を委ねた。⁽⁵⁹⁾翁文灝は当時中国国民政府の中で国防建設の重要部分を任されていた「資源委員会」の責任者であり、さらに地質学者として、ドイツが何よりも欲していたタンクステンなどのレアメタルをも含む中国の鉱物資源開発に精通していたのである。

資源委員会の前身は一九三二年一月一日に国民政府参謀本部の下に極秘に創設された「国防設計委員会」であり、委員長は蒋介石、秘書長は翁文灝、副秘書長は錢昌照であった。設立の時期および名称が示しているように、この委員会の任務は、日本の侵略の拡大に備え、中国の国防計画を立案することにあつた。委員会はさらに一九三五年四月、参謀本部から軍事委員会直属の資源委員会として再編成され、蒋介石の指導権がいつそう明確になるとともに、任務も天然資源の調査・統計・研究、タンクステンやアンチモンなどレアメタルやその他の鉱物資源の採掘と販売管理、さらには重工業の建設へと拡大していった。この委員会の顕著な特徴の一つは、欧米留学の経験を持つ優秀な理科系のテクノクラート官僚や大学教授などをその主要なメンバーとして擁していたことであり、かれらは自らの専門により対日抗戦に備えた重化学工業の建設およびそれに必要な鉱業資源開発をめざしたのである。⁽⁶⁰⁾

クラインのプロジェクトはまさしくドイツの軍需品など工業製品と中国の鉱産資源・農産資源をパートナーで交易しようとするものであり、その主管には資源委員会がうってつけであった。八月一日、蔣介石は資源委員会に対ドイツ交渉の責任者を推薦するよう求めたが、これは事実上資源委員会を責任機関、翁文灝を責任者とするよう要請したにほかならなかった。⁽⁶¹⁾ 翁文灝は八月二日、軍事委員会ドイツ語通訳の齊煥から孔祥熙とクラインの南京プロジェクト仮契約（一九三四年八月二三日）を取り寄せ、ねじり鉢巻きでにわか勉強を開始した。⁽⁶²⁾

南京プロジェクトを引き受けたことにより資源委員会の活動範囲はさらに拡大した。また、それにともない、蔣介石の資源委員会に対する政治的期待もいっそう高まった。八月一日の資源委員会宛の手紙のなかで蔣介石は、南京プロジェクトのほかに、「四川重工業の建設手順とその準備責任者を速やかに資源委員会から指定して派遣して欲しい」とも要請していた。四川省をはじめとする中国奥地における重工業の開発と中独協力は、以後資源委員会の二つの重要な任務を形成することになる。蔣介石はこうした事態を前に、「資源委員会の仕事は以後日に日に忙しくなる。・・・いつまでも現状のままなら、資源委員会の役割は予定していたよりも難しくなる」と述べ、翁文灝ら資源委員会メンバーに発破をかけたのであった。⁽⁶³⁾

トーマスの国防経済建設計画と中独パートナー貿易

つぎに目をドイツに転じてそこでの新しい国防経済建設構想の形成を分析しておこう。すでにみたように、一九三三年一月三〇日にナチスが権力を掌握したあと、ドイツ経済政策、とりわけ対外経済政策をめぐる、アウタルキー（自給自足）を指向する経済大臣兼食糧農業大臣フーゲンベルクと、自由貿易主義の立場から輸出促進による外貨獲得をめざす外務省、財務省、経済省、国防省の対立が顕在化した。一九三三年六月の世界経済会議におけるフーゲンベルクの外交的失態およびその後の政治的失脚により、ナチス体制初期の対外経済政策は自由貿易主義を基調として運営されることとなった。しかしながら、一九三四年六月以降深刻化した外国為替の不足は外務省

（とくに貿易政策局）、経済省、国防省の政策的再考を促し、外務省経済政策局の「双務主義的清算思想」（一九三四年六月）やシャハトの「新計画」（一九三四年一〇月）を生み出した。こうした措置はさしあたり当面は「過渡的」「対症療法的」な性格を有するものと考えられていたが、一九三五年に入ると、外国為替危機のいつそうの進行、ナチス国防経済建設の加速化とも相まって、国防省も経済省もはつきりと自由貿易主義からの決別およびとりわけ国防経済面での経済統制導入の必要性を主張し始めることになった。

一九三五年一月七日、国防経済幕僚部長トーマスは国防アカデミーにおいて国防経済の計画的推進に関する綱領的な講演をおこなった。トーマスはまず世界経済に関するつぎのような現状認識を示す。「今日まで世界を支配していた経済秩序は再編成期にあり、今日の経済危機はこの再編成の始まりであり、その帰結は諸民族の存在あるいは消滅を決するであろう」。こうした経済再編成の特徴は、「戦争と平和、国家と経済、政治と戦争指導の区別」が消滅し、「国防経済が経済の顕著な傾向となった」ことである。

さらにトーマスは、自由貿易主義から統制経済の立場への移行をつぎのように述べる。「自由主義時代の経済の自由な発展は激変し、経済統制の時代となった」。こうした時代における国防経済をトーマスはつぎのように定義する。

この国防経済力はたんに国防軍の存在の前提であるばかりでなく、当該国防軍が守るべきもつとも重要な目的物である。二つの条件は相互に前提をなすものであるが、しかし相互補完的ではない。あまりに弱体な国防軍は巨大な国家経済力を防衛しえないし、強大な国防軍でも、それを養う国防経済力を欠いていれば結局は存立しえないのである。

さらにトーマスによれば、原料供給は「戦争指導のもつとも重大な問題の一つ」であるが、しかし原料領域では「我が国の国防経済状況は深刻であると考えなければならぬ」。また、外国為替の領域でも備蓄はつきており、外

貨で戦争準備に必要な原料を用意することは長期的に見て不可能である。「これは日々私を悩ませている、心配の種類である」。こうした危機的状況の中にあつては「一定のリスク」も冒さなければならぬし、そのほかにも「原料確保のための大きなバーター・プロジェクトや代替生産の適用という形で状況を改善するため、可能なことすべてがおこなわれている」。

トーマスはさらに東アジアに目を向けて以下のように述べる。

ここ数週間の発展はわれわれにつきのことを示している。すなわち、ここヨーロッパでもまた極東でも、戦闘が準備・開始されており、結局この闘争は諸国の経済的存立をめぐる争闘を惹起せしめる。これは原料基盤あるいは生産物の販路をめぐる戦いである。

ここでは明らかに、国防経済上の死活性を持つものとして中国における「原料基盤あるいは生産物の販路をめぐる戦い」が想定され、その一環として「大きなバーター・プロジェクト」すなわちクラインの南京プロジェクトが念頭に置かれていた。⁶⁴⁾ トーマスのドイツ国防経済建設計画には、こうして、中独バーター貿易が有機的かつ重要な構成要素として位置づけられていたのである。

シャハトのアウトルキー批判と「新計画」

一九三五年一月二日、シャハトはやはり国防アカデミーにおける講演の中で、ドイツにとつての貿易政策の重要性と「新計画」の成果を強調する講演をおこなった。シャハトによれば、こんにちにおいて「あらゆる経済政策は国防経済政策でなければならぬ」し、「技術的・経済的な軍拡可能性を創出すること」は経済政策の義務である。しかもこんにちでは「純粋な農業国家は現代戦争に対して無力」であり、「健全で、技術的に強力な、しか

も巧妙に組織された工業」こそが国防経済を可能にするのである。

そのうえでシャハトは、当時敵対的な関係にあった食糧農業相ダレー（Walther Daré）に代表されるナチスの農本主義的潮流を念頭に置きつつ、つぎのようにアウタルキー志向を批判する。「わが国はアウタルキーを獲得することができない」。なぜなら「わが国は重要な原料資源に欠けているからである」。したがって、当然の帰結として「わが国は貿易政策上の対外関係を必要とする」（強調は原文）。

シャハトによれば、現在のドイツ経済にとってもっとも脆弱な部分は原料資源の不足である。ドイツは植民地を有していないから、戦争のためには原料を備蓄しなければならないが、現在はそれが極端に不足している。したがって、「もし明日戦争が起こればドイツは四週間で店をたたまなければならないだろう」。しかもドイツには現在原料資源の不足のみならず、外国為替も払底しているから、「わが国は必要な原料資源を購入することができない」。したがって、ドイツにとっては輸出を通じた原料資源の獲得こそが「戦争能力保持のための不可欠の前提」たらざるをえないのである。

そこでシャハトにより推進されたのが「新計画」であった。「新計画」は、外国為替を通じた多角的な貿易から双務主義的決算によるバーター交易への移行により、「国際的な原料購入源の完全な移動」をもたらしした。たとえば木綿は以前もっぱら北アメリカ南部から輸入してきたが、現在は主としてブラジル、アルゼンチン、エジプトから輸入しており、銅やモリブデンやタングステンも同様に原料供給源が国際的に移動した。その上でシャハトは、「新計画」の成果を次のように自負する。「新計画とバーター事業は、外国貿易のうち八三%を外国為替なしで実現することを可能にしたのである」。

この講演でシャハトは中国に言及していないし、またタングステン供給源の国際的移転に関しても具体的に国名を挙げていないが、シャハトの対中国政策を考慮すれば、シャハトにとってこの講演の大きな背景の一つが中国とバーター貿易であったことは容易に想像しうるであろう。⁽⁶⁶⁾ シャハトとトーマスの国防経済建設計画にとって、以

上のように、中独バーター貿易は死活的な意味を帯びていたのである。

クラインの「組織建議」

以上のように中国およびドイツで生まれてきた新しい国防経済建設構想を背景とし、かつ両者にみられる新しい経済思想を中独国防経済協力のための極端なプランに統合しようとしたのが以下に見るクラインの「組織建議」であった。しかもクラインは、中独協力をたんに軍事協力・国防経済協力にとどめず、それを政治・行政・経済・産業・社会・教育の分野にまで拡張しようとする野心を示したのである。

蒋介石との会談後、クラインは、南京プロジェクトとは別に、中独協力の具体化と中国の軍拡に関する計画の立案を開始し、「実力中心点を建設するための建議」と題する八項目にもわたる広範な「組織建議」を作成した。⁽⁶⁷⁾その計画は、「一、臨時建設署の設立」「二、臨時建設署署長」「三、民族青年の結集」「四、建設署署長の工作幹部」「五、技術経済団各署の組織およびその重要職責」「六、ドイツ代表团」「七、建設事業全体に関するその他の重要項目」「八、銀行団および運輸組織」の各項目からなっていた。

第一項「臨時建設署の設立」では、中国各地に「実力中心点」を建設するために、蒋介石に直属する「(臨時)建設署」を設けよと述べられていた。第二項「臨時建設署署長」ではこの「建設署」を、中国の行政管理、国防軍事力、国防経済、鉱業、工業、農業、農林業、交通など、つまり「全国国民経済」の「新生命発源地」であると位置づける。第三項「民族主義青年の結集」では、建設署署長の第一の任務は青年の力を集中して能力を引き出すことにあるとする。第四項「建設署署長の工作幹部」では、建設署の組織を「軍事参謀団」と「技術経済団」の二つに分けることが重要であるとした。このうち「軍事参謀団」は中国に派遣される「ドイツ国防軍現役軍官」と密接に連携しながら業務を進め、「技術経済団」は、やはりドイツから派遣される技術経済専門家と密接に連携しながら業務を進めることなどが規定された。第五項「技術経済団各署の組織およびその重要責務」では、前項で規定した「技

術経済団」の中に「総務署」「測量署」「工程署」「鉍冶署」「工業署」「農林署」「交通署」「郵務署」「司法署」「民衆衛生・民衆救済署」「国民訓育署」「獣医署」「宣伝署」などの部署を設置することが提案された。第六項「ドイツ代表団」では、蔣介石に直属するドイツ代表団を設置し（既存のドイツ軍事顧問団との関係については言及なし）、ドイツ代表団長のもとに「軍事参謀主任」および「技術経済主任」を置き、それぞれが中国の「建設署」の「軍事参謀団」および「技術経済団」と協力しつつ、第一歩として「一〇万陸軍およびその空軍戦闘力の建設」をおこなうとされた。第七項「建設事業全体に関するその他の重要項目」では「中独両国責任指導者の密接な連絡」「建設段階の区分に関する計画」「輸出の組織」「鉍産原料の開発」「軍備工業の建設」「収支予算」「仕入れおよび委託手続きの実施」「中国輸出貨物の輸送および互換計算」などが規定された。第八項「銀行団および運輸組織」では、銀行決済の手続きや貨物交換の方法などが規定された。

一見してあきらかなように、このクラインの「組織建議」は中国の国家行政組織全般にわたる広範な提案であったが、ここではとくに第七項「建設事業全体に関するその他の重要項目」に注目しておきたい。ここでは、「三カ年計画」を「教期」、つまり第一次、第二次、第三次などの三カ年計画などに分けることが提案され、また中国が「ドイツの軍備・武装系統にあわせた統一標準」に則り「現在の最新式の軍備」を採用することが提案されていた。さらに中国人青年をドイツに派遣し、軍事や国防経済などを学ばせることまでが予定されていた。やや先回りしていえば、それらの多くは、のちに南京国民政府・資源委員会の「重工業建設三カ年計画」のなかに反映されていくことになるのである。

5 南京プロジェクト交渉の進展とクラインの策謀

南京プロジェクト交渉の進展と蔣介石の書簡（一九三五年一月三日）

一九三五年六月一六日の蒋介石「クライン」会談をうけて、一九三五年秋、南京プロジェクトをめぐるクラインと翁文灝の実務交渉が本格化した。九月、翁文灝は国民政府資源委員会統計処長孫拯に中独貿易総量やドイツの对中国信用借款情況に関する各種統計表などを提出させ、一〇月七日、孔祥熙も、七月一五日付けのシャハト電報に返答し、現在クラインの計画書を「慎重に検討中」であると伝えたのである。⁽⁸⁸⁾さらにクラインは、一〇月末、ドイツ国防省の「急需の各種農鉱原料」として大豆一〇万トン、落花生一〇万トン、胡麻などの油種五万トン、桐油二五〇〇トン、綿花一万トン、錫四〇〇〇トン、アンチモン四〇〇〇トン、タングステン四〇〇〇トンなどのリストを翁文灝に提出し、これに基づき国民政府は、一月上旬、二〇〇〇トンのタングステンを用意する手はずを整えた。⁽⁸⁹⁾南京プロジェクトは大枠においてはほぼ合意に達したのである。

これを受けて国防大臣ブルムベルクは一月一六日、蒋介石および孔祥熙宛てに「ごのような感謝状を送付した。〔中独両国の〕協力関係が迅速に実際上の成果をもたらしたことを喜ぶとともに、閣下の力強い援助に感謝の意を表します。」⁽⁹⁰⁾

以上の展開を受け、一月二三日、蒋介石はゼークトに長文の礼状を認めた。その手紙の中で蒋介石はまず「昨年中国政府とクライン氏が立案したバーター契約」を実施するのに「いささかの障害もない」と述べ、クライン「ゼークトの南京プロジェクトに明確に「賛意」を表明したのである。タングステン等の鉱業産品およびその他の農業産品について蒋介石は、「明年初春に対ドイツ貨物輸送を開始することが可能」であると保証した。

さらに蒋介石はこの礼状の中で、クラインが策定した上述の「組織建議」は中国国防経済、国民経済および行政管理の「基本材料」になる、との考えを示し、このクラインの建議にしたがって「中国全体を建設するための基本工作を策定」と述べた。蒋介石によれば、それを三期に分けて進め、一期を三年とする計画であった。第一期では「中心区」を樹立し、「およそ一〇万人の国防軍および相当量の空軍力、および海軍の初歩的基礎の建設」をおこなうとされた。第二期では「建設範囲を中心点以外にも拡張すべき」であるとされた。第三期は「建設計画内

のすべての予定工作を確立し、この期間内に完成させるべき」であるとされた。さらに蒋介石は、クラインの報告および「組織建議」を「認可」と述べ、「貴国の元勳および軍同僚」にこの計画を周知するようゼークトに求めた。加えて蒋介石は、こうした計画を推進するため、既存のドイツ軍事顧問団とは別の「ドイツの高級参謀団」の中国訪問を強く求め、その訪問の時期を明示するようゼークトに要請したのである。⁽²³⁾

以上のように、この蒋介石のゼークト宛て書簡は、たんにクラインの南京プロジェクトに積極的に賛同し、タングステン等の鉱業産品やその他の農業産品をドイツに輸出する意欲を示したのみならず、どこまで本気かは判然としないが、ともかく蒋介石がクラインの「組織建議」に賛意を示し、「三カ年計画」を実施する決意を述べ、さらにそのためドイツの現役将校からなる「高級参謀団」の来華まで求める意欲的なものであったといえよう。

書簡の最後で蒋介石はつぎのように述べた。⁽²⁴⁾

貨物バーターの実施に関しては、わが国財政部長孔祥熙博士と貴国経済大臣兼ライヒスバンク総裁シャハト博士により交渉し細部を取り決めます。そのほかベルリンで解決すべき各種問題については、わが国が代表団をベルリンに派遣し將軍〔ゼークト〕と相談しますので、是非將軍のご指導を賜り、その使命完遂を促して下さいようお願いいたします。

同日（二月三日）、蒋介石はヒトラー、シャハト、ブルムベルクにもクラインの南京プロジェクトを承認するとの趣旨の書簡を認め、それを帰国予定のクラインに託した。⁽²⁵⁾ こうして南京プロジェクトのつぎの実務交渉の焦点は、中国代表団の訪独およびドイツ当局との、より具体的にはドイツ国防省との交渉に移っていく。蒋介石は、クラインの南京プロジェクトを全力で推進する姿勢を示したのである。

資源委員会の役割のさらなる拡大

一九三五年一月一日、行政院長の汪兆銘が反日派の新聞記者に狙撃され、重傷を負った。汪兆銘は、満洲事変勃発後、一九三二年一月一日に二つの「国民政府」（南京および広東）が合流して成立した政權（汪蔣合作政權）を軍事委員会委員長蔣介石とともに支えていたが、この事件により政治の舞台から一時退場を余儀なくされたのである。それに続いて中国国民党中央委員会第五次全国代表大会（一九三五年一月二日―三日）が南京で開催された。この大会は西南派の鄒魯、陳濟棠、蕭仏成らが出席することになったこと、蔣介石が「党と国家の命令に服し、最後の決心を下す」場合のことを述べたこと（一九日）などで注目をあびた。さらに中独関係および中国の国防建設の観点から注目されるのは、第一に、汪兆銘に代わって軍事委員会委員長の蔣介石自身が行政院長を兼務し、それを補佐する重要な職位である行政院秘書長に資源委員会秘書長の翁文灝を兼務させたこと、第二に資源委員会から呉鼎昌が実業部長に、張嘉璈が鉄道部長に、王世杰が教育部長に、張廷勳が行政院政務処長に任命されたことである。これにより新内閣は「三元巷内閣」（三元巷は当時の資源委員会所在地）といわれたほどで、中国の政治経済における資源委員会の重要性が顕著に増大したのである。蔣介石は、親日派が後退したいま、子飼いのテクノクラート集団＝資源委員会をフルに活用しつつ、対日抗戦をも視野に収めた国防経済の建設に全力を傾注することとなったのである。

クラインの策謀

すでにみたように、一月二三日の蔣介石のヒトラー・ブロムベルク・シャハト・ゼークト宛て書簡により、南京中央政府は資源委員会を先頭にクラインの南京プロジェクトを全力で推進する態勢に入った。他方この間クラインは、密かに広東プロジェクトに関する若干の軌道修正を図ったようである。第一にクラインは、一月一三日、翁文灝に一九三三年夏の広東プロジェクト第一次契約を手渡した²⁶。クラインはさすがに二億RMの借款を規定した

一九三四年夏の第二次契約についてはこの場でも黙っていたが、ほぼ完成して規模も限定されている第一次契約を示しても翁文灝は黙認すると計算したのであるろうし、実際翁文灝が何らかの異議を申し立てた形跡はみられない。しかしこうしてクラインは、目立たない形ではあるが、「広東プロジェクトはすでに南京国民政府に通知済み」という既成事実を作ったのである。

第二にクラインは、南京プロジェクトの成立を見越し、国民政府との交渉が始まった一九三五年春から広東プロジェクト第一次契約実現のスピードを緩めていたようである。すでにみたように、一月二八日、広東派の陳済棠は、広州に滞在していたトラウトマン大使に対し、「クラインはドイツ国防大臣とライヒスバンクの紹介により武器工場の建設を始めたが、春に工事は停止し、主任技師は帰ってしまった」と苦情を述べたのである。陳済棠は「南京政府を攻撃する意図はないが、この事業は実現したい」とし、「国防大臣に電報を送ってクラインに折り返し広州を訪問するよう働きかけてほしい」とトラウトマンに要請したのである。これを聞いたトラウトマンは「この不愉快な出来事はクラインの行動のせいだ」と怒りつつも、広東派を慰撫するためには「すでに開始されている工事と造船所に関する交渉を継続すること」が肝要ではないかと外務省に示唆したのである⁽²⁹⁾。

第三にクラインは、やはり南京プロジェクトの成立を見据えて、広東プロジェクト第二次仮契約（一九三四年八月・九月）の根幹部分である二億RMの借款契約の締結を基本的には断念した。したがって広東プロジェクトについては上記第一次契約（一九三三年八月）のほか、第二次契約の残りの部分、すなわち(1)鉄道建設に関する契約（一二二六万香港ドル）、(2)港湾施設建設に関する契約（二三〇万香港ドル）、(3)火薬工場建設に関する契約（四三二万香港ドル）、(4)防毒ガスマスク工場（二九万香港ドル）に関する契約の実現のみで満足する立場に移行したようである。右に見た広東派の苦情からもあきらかなように、この間クライン自身も広州を訪問していないし、H A P R Oの広州代表者エッケルト（Walter Eckerl）も大きな動きを見せていない⁽³⁰⁾。しかし、のちにみるように、広東プロジェクト第二次契約のうち、民生用ともいえる鉄道建設および港湾施設の建設はともかく、防毒ガスマスク工場

については、南京中央政府とクライン・ドイツ国防省の間での、あるいはドイツ政府の内部での、激しい政治的対立の原因となっていく。

第四に、クラインは、たんに中国駐在のドイツ各当局者との接触を極力回避したのみならず、翁文灝以外の中国当局者との接触も避けていた。たとえば中国が必要としている軍需品についてはなによりも軍政部長何応欽や軍政部兵工署長俞大維との交渉が必要であったが、クラインはそれを避け続けた。一月二四日、俞大維は翁文灝に文書を送り、中独バーター貿易について承知してから半年ほど経つが、いまだに条約案を知り得ていないので、「研究に資するため」、「複本を一部ご恵贈いただきたい」と依頼したのである。さらに何応欽によれば、ドイツから購入すべき軍需品の価格がわからなければ他国の価格との比較もできないし、「中国の国情にあまり合致しない」ものを購入しないようにすべきである。そのため何応欽は、軍政部からも訪独代表団に要員を参加させたいと述べたのである。⁸¹⁾

翁文灝のクライン批判

こうしたクラインの問題行動を目的の当たりにした翁文灝は、一九三五年秋、「中独バーター貿易をおこなう際に注意すべき諸点」という文書を作成し、六点にわたる注意事項を記したが、そのうち第四点以下をクラインの行動にあててつぎのように述べた。

四、クラインはわが政府と協議するとき、それぞれの部局と単独で協議することを好むので、わが方の各部局は完全に隔たりができ、事務進行上甚だ不便を感じるのみならず、価格もまた審議を経ることがない。

五、クラインはわが方が直接ドイツ国防省や国防省所属のHAPRO社と交渉することがないよう努めており、一切はかれを通じて伝達される。しかし資源委員会がかれに宛てて推進すべき事項を提出しても、かれはいずれも放置しておく。

六、クラインはわが国に対し一つの経済集中管理機関を設立し、一切の建設事務を処理させることを提案したいと欲しており、それによりかれ本人がそれを操縦する地位に就きたいと願っている。

こうした考察から翁文灏はつぎのように述べる。

以上の各項目を総合して見ると、クラインはつぎの目的を有していると思われる。中国に一つの経済集中管理機関を設立し、かれ本人がそれを操縦する地位に就き、軍需および重工業の建設一切を請け負い、価格上の審査を受けず、ドイツ実業界がこのうえない巨利を得るようにしたいと考えている。

このような判断から翁文灏は、中国政府がとるべき方策として以下のような提案をおこなう。「クラインには壟断・操縦の行爲がある」ので、「わが政府は処理すべき事務の一切を直接ドイツと交渉すべきである」⁽⁸²⁾。クラインは、交渉を始めてからまだ間もない翁文灏から痛烈にその行動を批判されていたのである。

以上のような騒ぎをよそに、一二月、クラインは、ドイツで中国代表団受け入れの準備を整えるため、協力者ハインツとともに密かに帰国の途についた。

- (1) 本稿(一)『成城法字』第七九号五九—六〇頁。
- (2) 本稿(二)『成城法字』第八〇号一九頁。
- (3) Aufzeichnung Lautenschlagers vom 10. Mai 1935, in: PAdAA, „Projekt Klein“, 6680/H096288-291.
- (4) Seeckt an Falkenhansen vom 4. April 1935, in: BA-MA, MsG 1607, Bl. 91-92. 「第三帝国」の政策決定過程に「ロビイズム」概念を適用する試み(下)について参照 Peter Hüttenberger, „Inressenvertretung und Lobbyismus im Dritten Reich“, in: Gerhard Hirschfeld/Lothar Kettenacker (Hrsg.), *Der „Führerstaat“: Mythen und Realität*, London 1981, S. 529-552.

- (5) Falkenhausen an Seeckt vom 19. April 1935, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 79.
- (6) Aufzeichnung Kuhlborns vom 30. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096272.
- (7) „Telegamm Marschall Chang Kai Shek an Gen. v. Seeckt vom 16. April 1935“, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 85.
- (8) Aufzeichnung Kuhlborns vom 30. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096272.
- (9) Tamn an Reichenau vom 17. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096270.
- (10) Heinz an Falkenhausen vom 14. April 1935, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 87.
- (11) Falkenhausen an Jiang Kai Shek vom 18. April 1935, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 81
- (12) 本稿(一)、『成城法学』前号一七頁。
- (13) Lautenschlager an das AA vom 24. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096278-2283.
- (14) Oberst a.D. Heinz an Falkenhausen vom 14. April 1935, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 87.
- (15) Aufzeichnung Kuhlborns vom 30. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096272.
- (16) Ebenda.
- (17) Lautenschlager an das AA vom 8. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096288-291.
- (18) Blomberg an Chiang Kai Shek vom 1. Mai 1935, in: BA-MA, Msg. 160/7, Bl. 69.
- (19) Schacht an Kung vom 6. Mai 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 76, Anlage, S. 136-137.
- (20) Ebenda. シヤハトの原文の冒頭には「総統の希望により」契約を支持すると記されていたが、この「ヒトラー・シンボル」は外務省によって削除された。Anmerkung der Herausgeber (2), ADAP, Serie C, S. 136. 中国語訳は「沙赫特為中德訂立貨物互換合同事到孔祥熙函」『中德外交密档』三三四—三三五頁(日付なし)。
- (21) 郭昌文「蒋介石『剿共』態度之研究(一九三三—一九三六)——以処理『剿共』与平定粵桂關係為中心」『民国档案』二〇一一年第二期、七七一—八三頁、参照。
- (22) 同上、八〇頁。
- (23) 呂芳上「抗戰前的中央与地方——以蒋介石先生与広東陳濟棠關係為例(一九二九—一九三六)」『近代中国』(台湾) 第一四四期、二〇〇一年八月、一七〇—一九八頁。
- (24) 石島紀之「雲南と近代中国」青木書店 二〇〇四年、一九四—一九五頁。
- (25) 石島紀之「国民政府の『安内攘外』政策とその破産」池田誠編著『抗日戦争と中国民衆』法律文化社 一九八八年、五九—七九頁、とくに六九頁、今井駿「四川省と近代中国」汲古書院 二〇〇七年、とくに第五章「四川省統一と『中央化』の進展(一九三三—一九三七年)」。
- (26) ドイツ側もほぼ同様の情勢判断をおこなっていた。Aufzeichnung Lautenschlagers vom 24. April 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096278-283.

- (27) Aufzeichnung Voss vom 18. März 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096255-260.
- (28) Trautmann an das AA vom 10. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096287.
- (29) Aufzeichnung Lautenschlagers vom 8. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096288-291.
- (30) Trautmann an das AA vom 16. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096293-294. 粵漢線について、参照、萩原充「中国の経済建設と日中関係」『ミネルヴァ書房 二〇〇〇年』、本巻に第五章「粵漢鉄道の全通と日本」一三四—一五九頁。
- (31) Trautmann an das AA vom 16. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096293-294.
- (32) Streccius an das Reichsluftfahrtministerium vom 13. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096295.
- (33) Trautmann an das AA vom 16. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096293-294.
- (34) Aufzeichnung des AAs vom 8. Juni 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096308.
- (35) クリーベルのキヤリアについて、参照、*Biographisches Wörterbuch des deutschen Auswärtigen Dienstes 1871-1945*, Paderborn: Ferdinand Schöningh 2005, Bd. II, S. 653-654.
- (36) 「第三帝国」の政策決定過程におけるブトラーへのマクセスの重要性について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』八七頁。
- (37) Trautmann an das AA vom 17. Mai 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 94, S. 167.
- (38) Reichskanzlei (Dr. Thomsen) an das AA vom 20. Juni 1935, in: BA, R43II/1414, S. 129.
- (39) Trautmann an das AA vom 17. Mai 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 94, S. 167.
- (40) Trautmann an das AA vom 23. Mai 1935, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096309-311. ナチ党外交政策局から「満洲国」に派遣されたハイエ (Ferdinand Heye) がドイツ本国の政策決定過程および東アジア現地の政治にもたらした混乱について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」第四章「満洲国」問題をめぐる政府内抗争——一九三三—一九三六年』一二七—一三七頁。
- (41) こうした孔祥熙の態度に接し、須磨は「孔はその他の外国との間にも何ら話し合いをなしおるや」と懸念し、「百方調査」したが、「あるいは英国とその辺の話し合いを進め居るに非ずや」と懸念したのみで、中独交渉を察知していなかった。須磨南京総領事発田外務大臣宛 (一九三五年七月三日)、外務省外交史料館「外国ノ対中国借款及投資関係雑件 第二巻」B.F.1-6-0-XI_002 (アジア歴史資料センター、レファレンスコード、B08061036800)。
- (42) Handschriftliche Bestätigung in der Reichskanzlei vom 20. Mai 1935, in: BA, R43-I/57, Bl. 180.
- (43) Reichskanzlei (Dr. Thomsen) an das AA vom 20. Juni 1935, in: BA, R43II/1414, S. 129.
- (44) ナチズム外交における「ルールなき政府内政治」について、参照、田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』千倉書房 一九九二年、九〇頁。
- (45) Meyer an die Gesandtschaft in Peking vom 24. Mai 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 101, S. 190.
- (46) Brief Seckt an seine Schwester vom 22. Juni 1935, in: BA-MA, N247/178; Bernd Martin (Hrsg.), *Die deutsche Botschaft in China*, Düsseldorf:

- Drost 1981, S. 132, Anm. 44.
- (47) Kriebel an Falkenhansen vom 12. Juli 1935, in: BA-MA, Msg.160/7, Bl. 53-55.
- (48) 「事略稿本」一九三五年六月一六日条、第三二卷三三四頁。
- (49) Aufzeichnung Neuraths vom 28. Mai 1935, in: BA-R43II/415, S. 13.
- (50) *Wahnmacht und Hitler*, Wolfenbüttel: Wolfenbütteler Verl. Anst., 1949, S. 18-19. なおホスバッハは回想録で会談の日付を六月二十七日としているが、第一次史料であるノイラーの覚書によれば六月二十六日である。
- (51) ナチズム外交史研究における「新修正主義学派」、とりわけハンス・モムゼン (Hans Mommsen) の「弱い独裁者」論については、参照、田嶋信雄「ナチズム外交と『満洲国』千倉書房 一九九二年、四一―五六頁。一九三三年から一九三六年までのナチズム対『満洲国』政策においてモムゼンの「弱い独裁者」テーゼを支持したのものとして、同著、とくに二四五頁。
- (52) 電報の原文は未発見であるが、以下の蔣介石の返電から明らかである。「蔣介石為全面加强中独合作致塞克特函稿」(一九三五年一月三日)、『中德外交密档』一頁。
- (53) 電文の原文は未発見であるが、以下の孔祥熙の返電から明らかである。Kung an Schacht vom 7. Oktober 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 338, S. 699-700.
- (54) Falkenhansen an Kriebel vom 22. Juli 1935, in: BA-MA, Msg.160/7, Bl. 49.
- (55) Kriebel an Falkenhansen vom 17. Juli 1935, in: BA-MA, Msg.160/7, Bl. 51.
- (56) Falkenhansen an Kriebel vom 22. Juli 1935, in: BA-MA, Msg.160/7, Bl. 49.
- (57) 「事略稿本」一九三五年七月三一日条、第三二卷一三三頁。
- (58) Auszug aus dem Brief des Generals von Falkenhansen, Nanking, den 15. August 1935, an Oberstleutnant Brinckmann, Berlin, in: PAdAA, „Projekt Klein“, 6680/H096327-330.
- (59) 李学通「翁文灏年譜」(中国近现代科学技术史研究叢書)、濟南：山東教育出版社 二〇〇五年(以下『翁文灏年譜』と略)、一九三五年六月五日条、一〇〇頁。
- (60) 資源委員会については、中心人物の回想録として錢昌照「錢昌照回憶錄」北京：中国文史出版社 一九九八年、研究書として程麟蓀「旧中国の資源委員会」(一九三三―一九四九)——史実与評価」上海：上海社会科学院出版社 一九九一年、上掲薛毅「国民政府資源委員会研究」があるほか、以下の著作・論文が有用である。石島紀之「南京政権の経済建設についての一試論」茨城大学人文学部紀要文学科論集」一〇号(一九七八年)、四一―七七頁；石島紀之「国民党政権の対日抗戦力」野沢豊・田中正俊編集代表『講座中国近现代史』第八卷、東京大学出版会 一九七八年、三一―六二頁；石川禎治「南京政府期の技術官僚の形成と発展」『史林』第七四卷第二号(一九九一年三月) 一―三三頁；萩原充「中国の経済建設と日中関係」ミネルヴァ書房 二〇〇〇年、とくに第一章「南京政府期の鋼鉄業」第二章「中央鋼鉄廠建設計画」；程麟蓀「国民政府資源委員会とその人民共和国への遺産」久保亨

- 他(編)『一九四九年前後の中国』汲古書院二〇〇六年、一三九—一六〇頁。
- (61) 蔣委員長致翁文瀾秘書長請速決定四川重工業之建設程序並指派負責籌備人員電(一九三五年八月一日)、『中華民國重要史料初編——対日抗戰時期』緒編(二)台北：中央文物供給社 一九八一年、三三九頁。日本語訳は丁秋潔・宋平編、鈴木博訳『蔣介石書簡集』下「みすず書房 二〇〇一年、七六〇頁。
- (62) 齋煖為呈送『中德貿易運輸及儲蓄協訂并法協議草案』致翁文瀾函(一九三五年八月二日)、『中德外交密檔』三二七頁。
- (63) 蔣委員長致翁文瀾秘書長請速決定四川重工業之建設程序並指派負責籌備人員電(一九三五年八月一日)、『中華民國重要史料初編——対日抗戰時期』緒編(二)台北：中央文物供給社 一九八一年、三三九頁。『翁文瀾年譜』一〇〇—一〇一頁。日本語訳は丁秋潔・宋平編、鈴木博訳『蔣介石書簡集』下「みすず書房 二〇〇一年、七六〇頁(ただしここでは、文体上の流れから、鈴木訳を用いてゐる)。
- (64) Vortrag gehalten am 7. November 1935 vor der Wehrmachtakademie, Berlin“, in: BA-MA, RW19/W-WIH5/113.
- (65) シヤハトとダレーの対立についても邦文で多くの文献があるが、ここでは栗原優『第二次世界大戦の勃発』名古屋大学出版会 一九九四年、とくに第三部第一章「四九年計画の成立」二五四—二五三頁をあけておく。
- (66) Notizen über den Vortrag des Reichsbankpräsidenten Dr. Schacht am 12. 11. 35 in der Wehrmachtakademie“, BA-MA, RH8/v. 957.
- (67) 克蘭呈委員長蔣、部長孔建設実力中心点之組織建議(訳件)、『中德外交密檔』一五一—一七一頁。この「建議」には日付はないが、後述する事情から、一九三五年六月一六日の蔣介石〱クライン会谈から一九三五年一月三日までの間に起草されたものと判断される。
- (68) 「孫拯編制之『中德貿易數量統計表』(一九二九年—一九三四年)」、孫拯到翁文瀾函(一九三五年九月二九日)、『中德外交密檔』二〇八—二〇八頁。『翁文瀾年譜』一〇一頁。
- (69) Kung an Schacht vom 7. Oktober 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 338, S. 699-700.
- (70) 克蘭關於德方所需貨物情況到翁文瀾三件(一九三五年一〇月二九日、一〇月三十一日、十一月三日)、『中德外交密檔』二二八—二三二頁。
- (71) 克蘭來電(一九三五年一月七日)、『中德外交密檔』二二二頁。
- (72) Blomberg an das Auswärtige Amt vom 11. November 1935, in: PAdAA, „Projekt Klein“, 6680/H096333; 「柏龍白來電(一九三五年一月一日)」、『中德外交密檔』二二三頁。
- (73) 蔣介石為全面加强中德合作致塞克特函稿(一九三五年一月三日)、『中德外交密檔』一—四頁。
- (74) 同上。
- (75) 各人への電報自体は発見されていないが、以下の文書からその存在は明らかである。「希特勒為發展對華合作事致蔣介石電(一九三六年五月一日)」、「中德外交密檔」四—五頁。『柏龍白致蔣介石電(一九三六年一月一日)』、『中德外交密檔』三五四頁。『沙赫特致蔣介石函(一九三六年五月二五日)』、『中德外交密檔』三三七—三三八頁。

- (76) 『翁文灝年譜』一〇二頁・『事略稿本』第三四卷六六四頁。
 (77) 薛毅『国民政府資源委員会研究』北京・社会科学出版社 二〇〇五年、一三四頁。中国国民党第五次全国代表大会の諸決定については、参照 李雲漢『中国国民党史述』第三編、台北・中国国民党中央委员会党史委員会、一九九四年、二五八―二七七頁・『事略稿本』一九三五年一月一九日条、第三四卷三三九―二七六頁。
 (78) Blomberg an Chiang Kai-shek vom 24. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 206, S. 263.
 (79) Trautmann (z. Z. in Kanton) an das AA vom 28. November 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 432, S. 847-848.
 (80) Walter Eckert, HAPRO in China. Ein Bericht über Entstehung und Entwicklung des deutsch-chinesischen Austauschvertrages 1930-1937, Graz: Selbstverlag, o. D.
 (81) 「何応欽購德軍火價格事致翁文灝函（一九三五年一月二十四日）」『中德外交密檔』二三三―二三四頁。
 (82) 「中德易貨應行注意各点」『中德外交密檔案』二〇六頁。

四 顧振代表団の訪独と中独条約の成立

1 顧振代表団の訪独

クラインの帰国とブルムベルク・シャハト・リツベントロップ会談（一九三六年一月一日）

資源委員会・翁文灝は、ドイツに派遣する代表団の団長に当初は翁文灝自身をあてるつもりであったようだが、何らかの事情で代わりに顧振を任命し、ほかに鄭悌ら三名の専門家および通訳兼秘書として齊煥が同行することとなった。⁽¹⁾

代表団長の顧振は、一八九四年無錫生まれ、コーネル大学で鉱業冶金学を学び、中国技術者協会（中国工程師學會）会員であった関係で、翁文灝に資源委員会のメンバーに誘われたようである。詳しい経歴はよくわからないが、

ドイツからの帰国後、開鑿砲務総局総経理となり、一九三七年に死亡している⁽³⁾。また鄭悌は黄埔軍官学校の一期生で、軍事委員会交通研究所主任、三民主義力行社書記（併任）などを経て当時訓練總監部軍事教育処処長であり、顧振代表団の一員として活動したのち、陸軍武官としてドイツに駐在する予定になっていた⁽⁴⁾。いずれも大規模な借款条約を締結するための代表団の長およびメンバーとしてはやや格が低い感は否めない。一九三六年一月五日、蒋介石は出発前の代表団を接受し、ヒトラー、プロムベルク、シャハトに宛てた紹介状を自ら手渡した⁽⁵⁾。二一日に代表団は上海から訪独の途についた⁽⁶⁾。

一方クラインは一九三六年一月月上旬にベルリンに到着し、各方面との折衝を開始した。一月二五日、クラインとプロムベルク、シャハト、リッペントロップ（Joachim von Ribbentrop、当時外務省軍縮問題全権）の会談が開かれ、クラインの報告によれば、かれの南京プロジェクトは「幸いにして各人の全面的賛成」を受け、同時に一億RMの借款供与も同意・決定された。さらに当時タス通信などが報じていた日独接近の情報について、「まったく事実の根拠がない」との意見が出されたという⁽⁷⁾。当時リッペントロップは親日派として国防省防諜部長カナーリス（Wilhelm Canaris）とともに駐独日本陸軍武官大島浩を相手に日独防共協定交渉を推進しており、なぜこの席にリッペントロップが同席していたかは不明だが、いずれにせよ当時リッペントロップは外務大臣ノイラートとは敵対的な関係にあった⁽⁸⁾。

ヒトラーとクライン会談（二月二四日）と外相ノイラートの怒り

さらに一月二四日午後、ヒトラー・プロムベルク・ノイラートとクラインの会談が行われた。この席でクラインは、「叙情詩的な雄大さ」でプロジェクトについて大風呂敷を広げたのである。ノイラートはこれを途中で遮り、「広東プロジェクトに関し中央政府の承認を得ることにどれだけ成功したのか？」とクラインに糺した。これに対しクラインは、「クラインを信頼する」旨を記した蒋介石のヒトラー宛書簡（一九三五年一月二三日付電）を勝

ち誇ったようにノイラートの前でひけらかしたのである。さらにクラインは、「広東プロジェクトの継続に賛同した蔣介石の手紙を持っている」〔⁹〕し、そもそも「広東の武器工場はすでに完成」している、とまで述べたのである（実際、広東プロジェクト第一次契約に基づく工場群はすでに完成していた⁹⁾）。

この会談のなかでクラインはさらに増長し、突然外務省批判を開始した。クラインは「外務省の中国駐在代表部の側でのひどい扱い」、とりわけ南京と広東のドイツ代表部について「苦情」を述べたのである。これに対し、普段は感情をあまり外に表さない外相ノイラートが「この主張はイカサマだ！」と怒りを爆発させた。ノイラートは「外務省を非難するなら具体的に述べよ」と反論したが、クラインは何も答えられなかった。さらにノイラートは「中国駐在ドイツ代表部への訪問を執拗に回避したのはあなたではないか」と批判し、ドイツ在外代表部がクラインに非友好的などというのは「中国の海岸での陰口に過ぎない」と断定したのである。その上でノイラートは、必要ならばわが在外代表部に推薦状を書くので外務省に取りに来ればよいし、私でも誰でも、いつでも相談には乗ると付け加えたのである。

この会談からヴェルヘルムシュトラッセの外務省に戻ったノイラートは、外務省第四部（東アジア担当）のエルトマンズドルフ書記官に事の詳細を口述筆記させたのち、最後に吐き捨てるように述べたのである。「できることならば、あんな奴には二度と会いたくない！」¹⁰⁾。

一方ノイラートの剣幕に辟易したクラインは、今まで以上に外務省を避けようとの決意を固めたにちがいない。ただし、クラインは、会談後、気を取り直し、翁文灝および孔祥熙には以下のような電報を打ったのである。「本月二四日のヒトラー総統兼総理との面会はきわめて円満に経過しました〔¹〕。すべては委員長閣下〔蔣介石〕のご意志を立論の根拠にしました。委員長閣下のお手紙もわが総統に直接お渡しいたしました〔¹〕。」「わが総統は、私の建議に基づいて、経済を基礎とする中国建設計画すべてに賛成し、それを許可しました。わが総統は必ずや委員長閣下の事業の完成に助力されるでありますよう」¹¹⁾。

顧振代表団のドイツでの活動

一九三六年二月三日、顧振を団長とする中国代表団がベルリンに到着し、翌二四日にゼークトと面会したあと、さらに二五日にブロムベルクと、二七日にヒトラーと、二八日にシャハトと面会した⁽¹²⁾。いずれの場合にもクラインとゼークトが立ち会った。顧振の報告によれば、二七日の会談でヒトラーは代表団に対し、「ドイツ工業製品と中国原料の交換を希望」し、「中国の実業発展を援助したい」と述べた⁽¹³⁾。なお、この訪問先をみると、クラインやゼークトが意図的に外務省を外したことは明らかである。

顧振代表団は、こうしたドイツ首脳との一連の会談を受け、三月二日、蔣介石に宛ててつぎのような報告をおこなった。「代表団は連日ヒトラー、シャハト、ブロムベルクらに謁見し、かれらは誠実に中国と協力したいとの意思を表示し、委員長に特別の敬意を払った」。「かれらは各種の新式武器および国防工業建設用品、さらに各種の優秀な専門人材を全力で提供すると述べた」。かれらはそのため「いたる所で誠意と気前の良さを見せている」。以上から考えて、「今回の中独協力が成功すれば、わが国にとって極めて大きな助力となり、かつ将来わが民族の復興はこれに大きく依存している」と⁽¹⁴⁾。顧振代表団は、ドイツ側の中独協力量欲を高く評価したのである。

二月二八日、ドイツ国防省は陸海空三軍に「中国は近代兵器の大量購入を予定しているので、現在国防軍に導入されている兵器の完成品をよく見学させるよう」求め、ドイツ国防省が中国代表団を最上客として扱っていることを示した⁽¹⁵⁾。このブロムベルクの指示を背景に、三月、代表団はエッセンのクルップ（三月四日）、オーバーハウゼンのグーテホフヌングスヒュッテ（三月五日）、デュッセルドルフのラインメタル（三月六日）、ルートヴィヒスハーフェンのIGファルベン（三月九日）、ロイナのIGファルベン（三月十一日）、デッサウのユニカース（三月一二日）、ベルリンのダイムラー（三月一三日）などの諸工場を存分に見学した⁽¹⁶⁾。顧振を始めとする代表団は、こうしたドイツ側の厚遇にすっかり満足したのである。

華南のレアメタル鉍をめぐる南京と広東の相克

しかしこの間、南京プロジェクト交渉にはいくつかの問題が発生していた。第一の問題は、南京政府によるタングステン輸送の停滞である。一九三六年一月、資源委員会・翁文灝はドイツに供給するレアメタルを採鉍・調達するため、湖南省の長沙に資源委員会錫鉍業管理所を設置したが¹⁷、供給はなお滞り気味であった。

こうした事態にドイツ側は焦燥を深めた。ゼークトは一月一五日に翁文灝に電報でレアメタルの発送に関し問い合わせ¹⁸、一月三〇日にはプロムベルクが直接乗り出して財政部長孔祥熙に打電し、タングステンの第一団はいつ到着するか問い合わせた¹⁹。またクラインも一月三一日、タングステンの供給が滞っているため、自分は国防省との関係において「面子を失って苦境に陥っている」との嘆きの電報を翁文灝に打ち、二月一〇日にも督促の電報を打ったのである²¹。さらに三月三日に打った電報では「わが国防省はすでにアンチモン三〇〇〇トンの購入の準備をしましたが、中国側では速やかに積み出せるでしょうか？」といらだった。

こうしたドイツ側の要求に関し翁文灝は一月二八日に蔣介石と相談し、さきに設置した長沙の錫鉍業管理所に加え、タングステンを専管する機関を江西省北部にある省都南昌に設置することにした。ただし当面運送できる量は少量だったので、さしあたり試験的な輸送にとどまらざるをえなかった²⁰。翁文灝は一月三〇日にクラインに打電し、タングステンの発送は三月初旬まで延期せざるを得ないと申し開きをおこなったのである。二月九日に翁文灝は資源委員会南昌担当者に決まった洪肇生と会談し、「ドイツに販売するタングステン鉍」について「借款手続きを早く完成すべき」であると督促せざるをえないような状態であった²²。

ドイツ国防省は、こうした南京中央政府によるタングステン出荷の遅れは、当時活性化していた広東派の動きに関係しているのではないかと疑った。というのも、一九三六年一月なかば、粵漢線の完成を前にして、武漢・広州両方面で紛争が再燃したとの情報がベンドラーシュトラッセ（ドイツ国防省所在地）に届けられたからである。そ

れによれば、南京中央政府が西南派に「中央が許可しない武器は一切通過を許さない」と主張したという。中央政府は確かに当時領海内を管理し、広東省の海運を阻止する能力を有するが、密貿易・密売の統制についてはなお時間がかかるとされた。さらにその情報によれば、華南地方では以下のように広東派の勢力の拡大が見られるという。「湖南省はますます広東省の統制下に入り、広東省政府の力はすでに省都長沙に及んでおり、錫やアルミニウムの鉱産はあまねく広東省の掌中に帰している。来陽の炭鉱もまた広東省軍の占有に帰し、広東省が開発している」。こうした情報は、とりわけ華南のレアメタル鉱の状況を熟知しているクラインにとつては危機的なものと映った。

しかも広東派の活動は湖南省のみではなく、江西省南部の鉱業地帯にもおよんでいた。三月初めに翁文灝が孔祥熙に述べたところによれば、江西省内のタングステン鉱の「産額の一〇分の八は広東派の軍人の管理」のもとであり、そこで採鉱されたタングステンは「広東省を経由して」輸出されているありさまであった。⁽²⁵⁾ 当時江西省北部は中央政府支配下であり、すでにみたように、資源委員会は省都南昌からタングステンを発送できたが、その量は江西省全体から見れば二割程度であったことになる。

一月二八日、翁文灝はこうした情況について蔣介石と協議し、「広東軍はまだ湖南に到達していない」と確認した上で、三〇日、クラインに「広東省の武力がすでに省都長沙および各方面に浸透しているというのは純粹な誤報であり、事実ではない」と述べた。しかし、にもかかわらず、広東軍の動き自体は否定し得ぬものであった。⁽²⁶⁾

蔣介石はドイツからの矢継ぎ早の催促を憂慮し、翁文灝に「速やかに処理すべき」との指示を出した。二月末、資源委員会はようやく洪肇生を南昌に派遣してタングステン鉱業管理署を設立し、江西省産のタングステンの統制実施に責任を持つこととなった。三月六日、洪肇生は翁文灝に電報を打ち、まず二〇〇トンを送りたいと伝え⁽²⁷⁾た。こうして中国国民政府は、政情が未だに安定しない湖南省からではなく、江西省の南昌を拠点として、細々とあれレアメタルの出荷を開始するめどを立てることができたのである。三月一八日、翁文灝は、一ヶ月以内にタングステン二〇〇トンを送送することが可能であるとクラインに打電した。⁽²⁸⁾

2 蔣介石の屈服と中独条約の成立

毒ガス製造工場問題の再燃と、翁文灝と蔣介石の確認

顧振代表団訪独時における中独交渉の第二の、さらにやっかいな問題は、広東プロジェクト、とくに毒ガス問題が再燃し、ベルリンでの交渉を混乱させたことであった。事の発端は一九三六年一月二六日付けの翁文灝発クライン宛の電報であった。この電報で翁文灝は、「南京国民政府は誠意を持って中独協力を進める」が、ただし最近広東地方当局が「ドイツから極めて重要な毒ガス材料を輸入した」との情報があるので、ドイツ政府は「広州に対していかなる方針をとるのか」と問いただしたのである。²⁹⁾

すでにみたようにクラインは、広東プロジェクト第一次契約において、毒ガス工場（四九万香港ドル）および防毒マスク工場（六万五千香港ドル）の建設を請け負い、その基本的な部分は一九三五年にはほぼ完成していた。また、第二次契約では、その主要部分である二億RMにのぼる借款契約および軍事顧問の派遣や広範な華南鉄道構想こそ諦めていたものの、個別契約である鉄道建設（一一二六万香港ドル）、港湾施設建設（二三〇万香港ドル）、火薬工場建設（四三二万香港ドル）、防毒ガスマスク工場（二九万香港ドル）の建設は、もちろん蔣介石の明示的な同意のないまま、広東派の現金支払いで秘かに進めていたのである。今回翁文灝が問題にした「毒ガス材料」とは、こうした毒ガス関連施設建設の過程で南京中央政府に漏洩してきた情報に基づくものであったと思われる*。

*なお、これ以降、国民政府とドイツ国防省・外務省との間で紛糾の種になる毒ガス問題の対象については、「毒ガス」「毒ガス材料」「毒ガス製造器」「毒ガス施設」「防毒ガスマスク工場」などさまざまな言い方がなされている。さらに、「大規模な武器工場」についても問題とされている。こうした情報の錯綜は、そもそも、クラインが事実を隠蔽ないし歪

曲し、または意図的に虚言を弄していることに加え、南京国民政府の認識が、基本的にはその実効的支配領域外にある広東に關する、しかも間接的な情報に基づいていたことに原因があるだろう。こうした状況を踏まえつつ、以下では、あえて史料の表現に手を加えずに論を進めることとしたい。

翁文灝は前年三五年一月三日、すでにほぼ完成している広東プロジェクト第一次契約の複本をクラインから渡されたが、それは中央政府がクラインの広東プロジェクトを承認したことを意味したわけではもちろんなかった。毒ガス問題に關する翁文灝からの強い照会に慌てたクラインは、折り返し翁文灝に積明の電報を打ち、広東省と交わした契約の一切は、すでに昨年一月三日に渡した報告書の中で「委細を尽くして述べた」とおりであり、「ご記憶の中にあると思います」と言い訳をしたのち、「広東省への供給を予定されていた毒ガス製造器（あるいは簡略に、毒ガス化合設備）の供給は、いままでけつして実行されていませんし、閣下の情報はまったく事實に反します」と述べた（括弧内は原文）。最後にクラインは、以下のように翁文灝の泣き落としにかかった。「私は閣下の信任を求めます。私はけつして中央政府や軍事委員会委員長閣下（蒋介石）の威信を損なうような行動はいたしません³⁰」。

しかし翁文灝は一月二八日、蒋介石と会谈し、「ドイツは中国の省政府の委託を受けるときは、まず中央の同意を得なければならない」との原則を再確認したのである³¹。

蒋介石の怒り（その一）

今回の「毒ガス材料」の問題は、実際蒋介石を強く刺激した。その怒りは、二月八日、南京駐在ドイツ大使トラウトマンが蒋介石を訪問したときにはつきりと示された。このとき蒋介石は、クラインに關する極めて深刻な疑念を呈示したのである。トラウトマンによれば蒋介石は「かつてないほど上機嫌」であったが、突然「クラインを

知っているか？」と尋ねたのである。トラウトマンがそれを否定すると、蒋介石は「クラインは貴大使と協力して仕事をしているのかと思っていた」と驚き、さらに「私は数分しか会っていないが（一九三五年六月一六日）、いま孔祥熙がクラインと交渉中である」と述べたのである。蒋介石が「ドイツにおけるクラインの立場を正確に知りたい」と質問すると、トラウトマンは以下の如く答えた。「クラインの業務上の交渉について私は知らされていませんが、かれはドイツ国防省の信任を得ていることは知っています」。最後に蒋介石はクラインの広東プロジェクトに言及し、「毒ガス設備と大砲製造機器を広東に提供したかどうかクラインに電報で問い合わせた」と述べ、クラインへの不信をあらさまにしたのである。会談の終了後、早速トラウトマンは電報で本省に広東プロジェクトに関して問い合わせるとともに、³²⁾ 蒋介石との会談に関する詳細な報告書をまとめ、クーリエに運ばせた。このトラウトマンの報告書は三月二日に本省に到着することになる。³³⁾

トラウトマンの電報での問い合わせは外務省から国防省に回され、プロムベルクやトーマスを当惑させた。国防省は折り返し二月一四日、以下のような電報を外務省経由でトラウトマンに送付したのである。³⁴⁾

クラインが広東に約束したすべての計画は、総司令（蒋介石）に報告されている。武器工場は建設中であり、毒ガス施設は計画されているが、まだ提供されていない。引き渡しは蒋介石総司令の同意の下にのみおこなう。

ここで「すべて蒋介石に報告されている」というのはもちろん国防省が直接確認したのではなく、外務省が正しく見抜いたように、「クラインの見解」を伝えただけだったのである。³⁵⁾

さらにプロムベルクおよびトーマスは、二月下旬ないし三月上旬、直接以下のような国防省の正式な態度を蒋介石に直接電報で伝えたのである。³⁶⁾

毒ガスはまだ輸送されていない。今後ドイツ国営企業と中国中央政府で交渉する軍用品供給のほかは、商人は密売をしてはならない。しかし商人がすでに契約したにもかかわらず完全には引き渡していない契約については、政府は干渉するわけにはいかない。

語るに落ちるとはこのことであろう。ここでプロムベルクとトーマスは、民間会社HAPROがすでに契約し、引き渡しが終わっていない供給物質、すなわちこの場合「毒ガス」については、国防省は関知しないと示唆したのである。⁽³⁷⁾

蒋介石の怒り（その二）

三月一九日、トラウトマンは長期休暇をドイツで過ごす挨拶のためふたたび蒋介石を訪問した。以上のようなドイツ国防省の見解およびクラインの言い訳に接していた蒋介石は、この席で、「かなり興奮しながら」広東プロジェクトを批判したのである。蒋介石はまず「ゼークトがクラインを紹介したから信用したが、騙されたので、もはや信じない」と切り出した。蒋介石によれば「広東武器工場はまったく小さな企画だったので了承を与えた」⁽¹⁾が、「毒ガス施設には一度も許可を与えていない」。しかしいま広東方面から「大規模な武器工場が建設された」との報告がなされている。「クラインは約束を破った」。さらに蒋介石は、上述した中央政府と広東派の関係の変化を念頭に、「政治情勢は安定していないので、もしそれが変化すれば、私は武器工場の存続に責任が持てない」と述べたのである。もしクラインの広東での活動が停止されればタンゲステンをドイツに輸送するが、「そうでなければ不可能」であるという。トラウトマンが蒋介石のヒトラー宛書簡（一九三五年一月三日）の件を持ち出し、「ベルリンでは総司令がクラインを全面的に信頼しているという印象を持たれている」と述べると、蒋介石は「たしかに手紙をクラインに手渡した」と認めつつも「苦渋の表情」を示したのである。顧振代表団の活動に関して蔣

介石は「もしクラインの広東プロジェクトが中断されなければ代表団の交渉に関心はない」と中独交渉の可能性を示唆した。最後に蒋介石は以下のようにトラウトマンの理解を求めたのである。「外交的美辞麗句を抜いてあからさまにクラインについて語って申し訳ない。しかしそうでなければ誤解は解けないでしょう」⁽³⁸⁾。この蒋介石の怒りを受けて、同日、翁文灝は中国代表団の顧振に以下のような電報を打ったのである。⁽³⁹⁾

最近の情報では、HAPRO公司在まだ広州に武器工場用機器および毒ガス製造機器を供給しており、委員長閣下は大変驚き訝っている。諸君はドイツ政府に説明を求め、もし約束が守られないならば商談は直ちに停止する。「ドイツが」協力を願うならば、必ず誠意を持たなければならない。

さらに翁文灝は三月二〇日、トラウトマンに面会を求め、クラインの南京プロジェクトに関する蒋介石と南京中央政府の立場を説明した。翁文灝によれば、ブロムベルクは「中央政府の了承なしには他省へは何も輸出しない」と述べたが、それにも関わらずHAPROが依然として輸出をおこなっている旨が報告されている。そのため蒋介石の「現在の考え」では（強調原文）、クラインの広東プロジェクトについて「はつきりさせなければならない」というのであった。⁽⁴⁰⁾

ブロムベルクの居直りと泣き落とし

こうした蒋介石・翁文灝の態度に接し、ドイツ側の対中協力意欲にすっかり感服していた顧振ら中国代表団のメンバーは恐慌に陥った。三月二二日、顧振は翁文灝に電報を打ち、「現在ドイツ政府はすこぶる不満で、決裂の可能性もある」と述べた上で、ベルリンにいる自分たち代表団に「交渉の責任」を任せ、「委員長および兄らは駐華ドイツ大使館、ベルリン・ドイツ政府およびクライン等に対し、直接意見を言わないでいただきたい」と不平を述

べたのである⁽⁴¹⁾。

三月二四日、プロムベルクはゼークトを通じて一通の電報を蒋介石に送付した。⁽⁴²⁾

閣下〔蒋介石〕はもしクラインの広東への供給が停止されなければ顧振・齊俊〔通訳〕代表団の交渉には関心が無いと述べている。私の二月一四日の電報でふれたように、HAPROを通じて広東への武器輸出は閣下の合意に基づいてのみおこなわれると改めて確認する。HAPROは広東に月産で大砲一四門と軽迫撃砲九門、砲彈三〇〇発、軽迫撃砲彈二〇〇発を生産する小さな武器工場を設置した。

この契約は一九三三年に締結され、一九三四年八月に齊俊の同席の下で閣下〔蒋介石〕に呈示され、一九三五年一一月一三日に南京で翁文灝秘書長に手交された。武器と毒ガス施設は提供されていない。

HAPRO社は現在国有化されており、将来は私の指示に基づいて活動する。

トラウトマン大使との会談の中で誤解が生じたと思われる。私が承認した計画が閣下の完全な同意を得ていること、顧振の代表団が閣下の名前で交渉し、借款条約を締結する資格があることを電報でご確認いただきたい。

ここでプロムベルクは、蒋介石へ届けられた広東に関する最新の情報を「誤解」であると主張し、「蒋介石の完全な同意を得ている」という虚構を蒋介石本人にまで押しつけようという強硬な姿勢を示したのである。なお、のちに見るようにHAPROが国有化されるのは半月後の四月八日であるが、右のプロムベルクの言明は、中独条約調印前に国有化路線が既定方針であったことを示している。

同日(三月二四日)、クラインと顧振・鄭悌・齊俊らがドイツ国防省を訪れると、すでにプロムベルクは上記の電報を打電し終わったところであったが、顧振らによれば、その時プロムベルクは「すこぶる落胆」し、「両国の協力の可能性はなくなつた」と嘆いた。またトーマスは、「広州が求めている毒ガス材料は、すべていまなおドイ

ツで国防省が保管しており、委員長〔蔣介石〕の許可が下りる前は、けっしていかなる武器材料も広州に渡さない」と「丁重に」説明した。ここから顧振らは、ドイツ国防省が依然として中国中央政府との協力を欲しており、「密かに広州と交渉する意志はない」と信じたのである。さらに顧振らは、いま中国では「あきらかに破壊に従事する人間がいる」とし、「妄言を弄するもの、破壊を企むもの、国事を誤らせるものは、調査して、相応の処分を受けべきである」とまで述べたのである。こうした立場から顧振はただちに翁文灝に打電し、「現在の政策を継続し、協力するよう切実に欲する」と要求したのである。⁽⁴³⁾

代表団からは顧振が翁文灝に電報を打っただけではなかった。軍事委員会の鄧悌と齊燮も上司である蔣介石に直接打電した。その電報によれば、二四日、ブロムベルクは自ら鄧悌と齊燮の来訪を求め、「極めて真摯な談話」をおこなったという。おそらくブロムベルクは鄧悌と齊燮を通じて蔣介石の懐柔を図ろうとしたのであろう。いささか長い⁽⁴⁴⁾が、当時のブロムベルクの態度と心境を示す、きわめて興味深い史料なので引用しておこう。以下ブロムベルクの発言である。

(1) 駐華大使トラウトマンが来電し、報告した。蔣介石委員長は広東事件に対し誤解をしており、中独協力に影響を与えており、遺憾である。しかし私はドイツ政府が誠意を持って中国に対応しており、誤解は最後には必ず消滅すると深く信じている。現在すでに私は蔣介石委員長に電報を送り、もういちど誤解を明らかにした。

(2) クライン氏が中国で蔣委員長に説明した各節について、ドイツ政府は絶対に信任し責任を負う。

(3) 中独協力に政治的野心はなく、中独の利害はお互いに衝突しないのであるから、両国は互恵に基づいて良好な友人関係を築きたいと願っていると深く信じる。かつ私は、中独両民族は優良な道徳を有しており、けっして事実を欺瞞する⁽⁴⁵⁾にはいたらないと信じている。

(4) 中日、中ソ関係、独仏関係、独ソ関係について、外電によればドイツと日本が徒党を組んで悪事を働き、密かに同

盟条約を結んだと。このことについてまず私は絶対にないと申し上げるべきである。ドイツと日本は、もとより対ソ関係において若干の友好関係はあるが、しかし私は、日本はドイツの友人とは思っていないし、したがって私はもとより日本と秘密条約を結ぶことに反対である。

(5) 私はイギリスが中国を援助していることを知っており、ドイツはこれに関し極めて同情している。ただし中国は天國であり、国際間において中国を助ける友人が多く、それは必要だからである。そのうえ独英関係は良好であるから、中独協力がイギリスに誤解を与えることはないだろう。

(6) 中独協力の成功は両国の前途にもっとも光明を与える。というのも、両国は同じく自ら復興と建設を求め、お互いに助け合えば半分の労力で倍の成果を上げられるからである。

(7) ともかく私は蒋介石委員長の健全な人格に極めて敬服している。このたびの中独協力は中独の最高の機会であり、誤つてデマを信じてドイツを疑うことがあつてはけつしてならない。ただし私は誰かが間に立つて破壊に従事していることを深く恐れるからである。もし蔣委員長にドイツ政府に関して了解できない若干のことがあるならば、私はヒトラー総理にお願ひし、私をもっとも信頼する高官を中国に派遣し、蔣委員長が質問したらドイツを代表していつでも答えられるようにしたい。

クラインの広東プロジェクトをめぐる情報についてはあくまで「誤解」「デマ」と言い張りつつ、ドイツ政府の「誠意」を蒋介石に印象づけようとしたことがよく伺える。また、ブロムベルクが「私をもっとも信頼する高官を中国に派遣したい」と語ったことも注目されよう。それはやがて一九三六年夏のライヒェナウ訪中となつて実現することになる。それはともかく、こうしたブロムベルクの態度に感激した豊悌と齊煥は、「その態度は真面目で、実に筆墨では形容しがたい」ものであり、「協力が成功することを真に望んでいる」と結んだのである。⁴⁵⁾

国防省対外務省

しかしプロムベルクは、以上のように、中国側を籠絡しようと努力する一方で、ドイツ政府内ではプロジェクト反対派への熾烈な批判を開始した。三月二五日、プロムベルクは、虚言をも含んだ以下のような電報を南京のファルケンハウゼンに打電したのである。プロムベルクによれば、南京ではドイツ大使館でも顧問団事務所でも、クラインの計画に関し、「私が承認し得ない見解」が成立している。そもそもクラインのプロジェクトは「通常の私的事業」ではなく、HAPROを通じて「国家事業」となり、「総統と私により完全に承認され、私の指示により実行」されている。そのうえ「外務大臣（ノイラート）も経済大臣（シャハト）も計画の目的適合性を確信」し、その実現のため努力している（「！」）。蒋介石は書簡のなかで「クラインの計画に賛成し、あらゆる手段で遂行する」と述べている。HAPROの広東プロジェクトは現在国防省の監督の下にあり、「蒋介石の同意の下に遂行されている」（「！」）。そのうえでプロムベルクは「バーター・クレジット条約は近日中に締結される」との見通しを示し、以下のようにファルケンハウゼンを恫喝したのである。「クライン氏のやり方を妨害ないし阻止する者は私の命令に反することになる」⁽⁴⁶⁾。

さらに同日プロムベルクは、外務大臣ノイラートに書簡を送り、トラウトマンの二通の報告（二月七日の蒋介石との会談に関する報告および三月一九日の蒋介石との会談に関する報告）を非難し、「総統がクライン・プロジェクトを支持」しているのであるから、「いままでのように蒋介石にクラインに関する疑念を起こさせるようなことをしてはならない」とノイラートに強く要求したのである。そしてむしろプロムベルクは「中国およびドイツのすべての官庁がバーター計画の重要性を確信する必要がある」とし、その旨をトラウトマンに指示するようノイラートに求めたのである⁽⁴⁷⁾。

書簡を受け取ったノイラートは翌二六日にプロムベルクと直接会談し、外務省とトラウトマンの立場を断固として擁護することになった。ノイラートはトラウトマンの二通の報告に対するプロムベルクの非難を「まったく根拠

のないもの」として拒否し、トラウトマンは実際蒋介石が述べたことを忠実にそのまま報告しただけだと擁護した。むしろノイラートは、クラインがいままで大使館や軍事顧問団本部の訪問を意図的に避け、計画や実際の事業の内容を報告しなかったことに問題があると批判したのである。プロムベルクはこれに対し、数日中にクラインをノイラートのもとに派遣し、報告させようと述べるにとどまった。最後にノイラートが、広東への軍事物資供給の停止に関する蒋介石の問い合わせに国防省は回答したのか確認を求めると、プロムベルクは「まだ答えていない」とし、ぶしぶ認めたのである。⁴⁸⁾

ノイラートが最後に述べた広東への軍事物資供給に関する具体的な疑問は、国防省にとっても痛いポイントをついていたように思われる。ノイラートとプロムベルクの会談を受けて、国防経済幕僚部長トーマスは、同日、代表団の顧振と会談し、ドイツが中国各省に現在輸出している武器のリストを示したのである。それは以下のようなデータであった（括弧内は原文）。(1)冀察政務委員会の宋哲元に歩兵銃およびその弾一〇〇〇万発、三七ミリ対戦車砲五〇—一〇〇門およびその砲弾、(2)満洲にピストル銃弾五〇万発、(3)広東省とは機関銃輸出を契約、数字は不明、(4)江西省とは歩兵銃二万五〇〇〇丁、(5)華南部（どこを示すのか不明、現在調査中）、(6)上海方面（中央政府の注文のようだ）、爆弾、望遠鏡、測量機、銃型望遠鏡、測量板、(7)ベルリン駐在中国大使館商務部、浮き橋材料。それに加え、トーマスは、「以上の各契約は、もし委員長（蒋介石）が欲すればどれでも取り消し、未発送のものは停止することができる」とまで述べた。このリストが当時のドイツの対中国武器輸出のすべてであったとはどうも考えられないが、しかしこのトーマスの発言は、蒋介石・南京中央政府の立場へかなりの政治的歩み寄りを見せたものであったといえよう。⁴⁹⁾

外務省の遅すぎた反論

すでに何度もみたように、クラインは外務省およびその出先機関との接触を極力回避していたため、外務省は、

クラインの広東プロジェクトはいうにおよばず、南京プロジェクトについてさえほとんど情報を得ていなかった。しかしながら、二月下旬に顧振代表団が訪独して関係各省市・企業などで交渉を開始し、さらに南京からはトラウトマン報告を通じて蒋介石のクラインに関する抗議が外務省に到着したため、外務省は国防省に中国に対する具体的な諸計画に関する説明を求めた。三月上旬、国防省で実務を担当していた陸軍兵器部からリーゼ部長、ヘーデリヒ (Leo Heiderich) 大佐、ハネッケン (Haneken) 大佐、外務省から第四部のエールトマンズドルフとフォスが参加して会議が開かれた。この会議での情報により外務省は、クラインが中独関係の将来に関わる詳細な覚書を作成し、それに基づき国家条約の締結が予定されていること、中国はそのためクレジットを付与され、一方中国は農業・鉱業産品により清算すること、ライヒスバンク総裁シャハトの了承があることなど、クラインの南京プロジェクトの詳細を初めて知ったのである。⁽³⁰⁾

さらに外務省は、三月二六日のプロムベルクとノイラートの論争を受け、三月三一日に第四部のフォスが詳細な覚書を起草し、南京プロジェクトへの主として経済的な疑念を提示した。フォスによれば、一九三二年から一九三五年までのドイツの対中国輸出の年平均額は八二〇〇万RM、同じく中国のドイツに対する年平均額は五二〇〇万RMなので、一億RMの借款は規模が大きすぎる。さらにこうした大規模なバーター契約は「わが国の通常の貿易関係に深い影響を及ぼす」であろう。また、経済的に見ると、南京政府は外国市場では信用がなく、「いままでも無担保の借款やクレジットなどを外国から獲得したことはない」。しかもこうした規模の借款条約を秘密にしておくことはできず、日本を刺激する。クレジットを付与しようとするドイツの民間会社(オットー・ヴォルフ、ジーメンス等)は、現在担保を設定するため困難な交渉をおこなっているが、こうした各社の交渉は締結にいたることができないだろう。また反対給付である農業・鉱業原料についてはそもそも中国で余剰がなく、さらに中国政府は財政状況が悪いから、原料を中国国内で購入するのは困難である。資源価格の上昇が見込まれるうえ、もし他国が現金で購入するといった場合、中国政府の支払い意欲を当てることはできない。鉱業資源の開発・採掘にも時間

がかかるであろう。以上のような理由からフォスは、南京プロジェクトに難色を示したのである。⁽⁵¹⁾

同日、第四部のエールトマンズドルフ一等参事官は、以上のフォスの覚書を踏まえたうえで、南京プロジェクトへの政治的な疑念を付け加えた。エールトマンズドルフは、一九三四年四月の「天羽声明」を引き合いに、クラインのプロジェクトは「日独関係を曇らせる」可能性があると主張した。しかもクラインのプロジェクトは、たんに天羽声明のいう中国への財政支援にとどまらず、武器と武器工場設備の輸出により中国の軍拡を援助しようというのであるからなおさらである。中国の軍拡を支援すれば、既存の軍事顧問団の活動も加わり、もし日ソ戦争が起これるような場合、「ソ連側に立って日ソ戦争に介入する可能性」を中国に与えるのではないか。こうして外務省は、経済的にも政治的にもクラインのプロジェクトに否定的な態度を取ったのである。⁽⁵²⁾しかしながら、この外務省のクライン・プロジェクト批判は、あまりに遅すぎた批判であった。

蒋介石の屈服

すでにみたように、三月二四日、プロムベルクは蒋介石に電報を打ち、広東毒ガス施設搬入問題には触れぬまま、クラインの広東プロジェクトはすべて蒋介石の同意の下に進める旨を伝えた。その後同日、トーマスが顧振らを招き、「委員長の許可が下りる前は、けっしていかなる武器材料も広州に渡さない」とくり返した。さらに同日、プロムベルクは代表団の鄧悌・齊煥を招いて長い時間ドイツ国防軍の立場を説明し、中独協力実現にかけるプロムベルクの「誠意」を示したのである。こうしたドイツ国防軍の態度は、すでに見たように、同日、電報により、ゼークトや翁文灝を通じて、さらに鄧悌・齊煥から直接に、蒋介石に伝えられた。

当時蒋介石は故郷の浙江省奉化に滞在していたが、二六日、ベルリンからの三通の電報に接した。三通の電報、とりわけ鄧悌・齊煥の詳細な報告は、蒋介石の胸を打ったようである。通読後、蒋介石は、翁文灝と協議した。蒋介石は、とりわけトーマスのリストを「非常な機密」を提供するものとして高く評価し、プロムベルク、トーマ

スらの「誠意」を深く認めたいうえで、中独交渉の継続を決意したのである。⁽⁵⁵⁾ 蒋介石は翁文灝にプロムベルクへの返電を起草するよう委嘱した。それは以下のような文言からなっていた。⁽⁵⁶⁾

委細承知しました。プロムベルク大臣の真摯な態度は敬服に堪えません。広東に対する供給が、すでに事実でないならば、中国は必ず以前の契約を実施せねばならず、けっして問題はありません。あわせてゼークト將軍とクライン氏を私に代わって安心させて下さい。……責任代表者の中国派遣を大いに歓迎します。

さらに四月三日、蒋介石は、確認のため、ゼークトを通じてプロムベルクに以下のような電報を打った。「中独協力に関するクラインのプロジェクトを完全に信頼します。広東への武器供給があると主張する情報は完全に誤りでした。閣下の三月二四日付電報と顧振代表団の詳細な報告から、この情報が完全に根拠がなく事実と合致しないことが示されました。私は中国と協力しようとするドイツ政府の真剣な意欲を理解しました。私はそれを非常に喜びとし、かつ満足しました。顧振らの代表団とさらに交渉し、迅速な成果を達成されますよう閣下にお願いたします。⁽⁵⁷⁾」

こうして蒋介石はクラインの広東での陰謀に目をつむり、南京プロジェクトの成立を優先することに決したのである。

中独条約の調印とヒトラー・蒋介石の交歓

一九三六年四月八日、シャハトは中国訪独団との間で中独(HAPRO)条約を締結した。その主要条文は以下のごとくであった。

- (1) 中国政府は、中国政府とハンス・クライン氏が一九三四年八月二三日に締結した物資交換契約をドイツ政府が継承することに同意する。
- (2) ドイツ政府は中国政府に一億RMの商品信用借款を提供する。
- (3) 中国政府は物資交換契約に基づきこの商品信用借款をドイツ工業産品およびその他の生産物の輸入に用いることができる。⁽⁵⁸⁾

中独条約の締結によりドイツは対中国物々交換事業の国家による運営を図った。この条約の成立によりドイツは一億RMの借款を与えて中国中央政府の武器輸入を可能とし、中国はタンングステンを始めとする鉱業資源およびその他の農業資源でこれを相殺するシステムが成立したのである。また、この条約締結を期に、HAPROは国有化された。

一九三六年四月一四日、蒋介石は来たるヒトラーの誕生日（四月二〇日）にあわせ、祝電を送るとともに、「ドイツと中国との間の経済的協力関係は、〔中独〕条約の調印によって、偉大な成果をもたらしました」と述べて中独条約調印への満足感を示した。⁽⁵⁹⁾ これに対しヒトラーは五月一三日、蒋介石に電報を打ち、「中独両国のバーター貿易は実に両国の経済発展に対し莫大な利益を与えるものであり、閣下の特別のご配慮をいただいたことに謹んで感謝申し上げます」と述べたのである。⁽⁶⁰⁾ このヒトラーと蒋介石の交歓は、まさしく中独バーター貿易がもたらした両国の友好関係の頂点を示していたのである。

陳済棠の告白

すでにみたように、三月二六日、国防省国防経済幕僚部長トーマスは、中国代表団長の顧振に対し、ドイツが現在中国に輸出している武器のリストを示した。しかしながら、こうした国防省・トーマスの歩み寄りを評価しつつ

も、翁文灝は、この情報の裏を取る努力を忘れなかった。すなわち四月四日、翁文灝は冀察政務委員会の宋哲元に電報を打ち、ドイツからの武器購入に関して問い質したが⁽⁶¹⁾、四日後の八日、宋哲元は翁文灝に返電し、「未だドイツと武器購入の契約を締結していない」と返答した⁽⁶²⁾。これは、「宋哲元に歩兵銃およびその弾一〇〇〇万発、三七ミリ対戦車砲五〇〇—一〇〇門およびその砲弾」を輸出しているとのトーマスの言明とはあきらかに齟齬があつたが、いずれにせよこの電報は、南京中央政府にとってはいちおう自身の判断の正当性を裏書きするものといえた。

同じ八日、翁文灝は、今度は広東の陳済棠に電報を打ち、単刀直入に「かつて防毒ガス機材購入の契約を締結したか」と問い糾した⁽⁶³⁾。三日後の四月一日、陳済棠は翁文灝に以下のような正直な電報を打つたのである。これはクラインとドイツ国防省の主張を根幹から否定するものであつたが、すでに中独条約は成立して既成事実となつており、国民政府としては何らの措置を講ずることもできなかったのである。

「たしかにドイツとのあいだで防毒ガス機材購入の契約を締結しております」⁽⁶⁴⁾。

- (1) 一二月二九日、クラインはヨーロッパへ向かう船上から翁文灝に電報を打ち、「いつかベルリンでご尊顔を拝見するのが喜びにたえない」と述べている。「克蘭致翁文灝電（一九三五年二月二九日）」『中德外交密檔』三五三頁。
- (2) 「中国代表団之組織及訪問計画内容」『中德外交密檔』三四八—三五三頁・「翁文灝復塞克特電（一九三六年二月一九日）」『中德外交密檔』三五四—三五五頁。
- (3) 石川楨治「南京政府期の技術官僚の形成と発展」『史林』第七四卷第二号（一九九一年三月）一〇頁。馬振特「蒋介石与希特勒」台北・東大圖書股份有限公司、五〇〇頁も「HAPRO借款条約交渉中国側代表」としか記していない。『事略稿本』第三五卷六八一頁に紹介された「顧振」はまったくの別人で、誤りである。『中国人名資料事典』八、日本図書センター 一九九九年（現代中華民国満州帝国人名鑑）昭和十二年版、一三七頁。
- (4) 『事略稿本』第三五卷六八二頁。一九三八年一月二三日に発生した長沙大火の際、鄧悌は長沙警備司令の任にあつたが、その後蒋介石に責任を問われ、処刑された。中国現代史辞典編輯委員会編『中国現代史辞典——人物部分』台北・近代中国出版社 一九八五年、六一九—六二〇頁。
- (5) 『事略稿本』一九三六年一月五日条、第三五卷四一—四三頁。

- (6) Won Wen Hau an Seeckt vom 4. Januar 1936. in: BA-MA, WF5/370, Teil 1: 「翁文灝復克蘭電稿（一九三六年一月三〇日）」『中德外交密檔』四七三—四七四頁。
- (7) 「克蘭報告与德方要員商談中德關係事致蔣介石等電（一九三六年一月一六日）」『中德外交密檔』八一—九頁。いままで一九三六年一月一五日のプロムベルク＝シャハト＝リッペン＝トロップ会談に関するドイツ側史料は発見されておらず、したがって、それに触れた研究も存在しない。
- (8) 田嶋信雄『ナチズム極東戦略』講談社 一九九七年、五六—六〇頁、参照。
- (9) 蔣介石がこの時点でクラインの広東プロジェクトを承認した文書はいまのところ見いだせない。
- (10) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 24. Januar 1936. in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 517, S. 1011.
- (11) 「克蘭致翁文灝等電（一九三六年一月一七日）」『中德外交密檔』三三五—三五六頁。
- (12) Hans Meier-Welcker. Seeckt, Frankfurt a. M., 1967, S. 692.
- (13) 「顧振致翁文灝電（一九三六年一月一七日）」『中德外交密檔』三六一—三六二頁。
- (14) 「鄭悌等致蔣介石密電（一九三六年三月一四日）」『中德外交密檔』三六一—三六二頁。
- (15) Blomberg an die drei Wehrmachtteilen vom 28. Februar 1936. in: BA-MA, RM11/2v, Case 372/48899, „Reisplan“, in: BA-MA, RM11/2v, Case 372/48899.
- (16) 「翁文灝年譜」一〇四頁。
- (17) 「克蘭致翁文灝電（一九三六年二月一〇日）」に、一月二五日付ゼークトの督促への言及がある。『中德外交密檔』一三三七頁。
- (18) 「国防部長奉孔部長電（一九三六年一月三〇日）」『中德外交密檔』一三三六頁。
- (19) 「克蘭致翁文灝等電（一九三六年一月三二日）」『中德外交密檔』一三三六頁。
- (20) 「克蘭致翁文灝電（一九三六年二月一〇日）」『中德外交密檔』一三三七頁。
- (21) 「翁文灝日記」一月二八日条、一—二頁。
- (22) 原電は未発見だが「克蘭致翁文灝等電（一九三六年一月三二日）」『中德外交密檔』一三三六頁から日付と内容が分かる。
- (23) 「翁文灝日記」一九三六年二月九日条、一—五頁。
- (24) 「翁文灝致孔祥熙函稿（一九三六年三月六日）」『中德外交密檔』二四〇—二四一頁。
- (25) 「翁文灝日記」一九三六年一月二八日条、一—二頁。：「翁文灝復克蘭電稿（一九三六年一月三〇日）」『中德外交密檔』四七三—四七四頁。
- (26) 「翁文灝年譜」一〇九頁。：「翁文灝致孔祥熙函稿（一九三六年三月六日）」『中德外交密檔』二四〇頁。
- (27) 「翁文灝日記」一九三六年三月一八日条、二—八頁。
- (28) 「翁文灝致克蘭電稿（一九三六年一月一六日）」『中德外交密檔』四七二—四七三頁。
- (29) 「克蘭致翁文灝電（一九三六年一月一六日）」『中德外交密檔』四七二頁。
- (30) 「克蘭致翁文灝電（一九三六年一月一六日）」『中德外交密檔』四七二頁。

- (31) 『翁文瀾日記』一九三六年二月二八日条、一一頁。
- (32) Trautmann an das AA vom 8. Februar 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096342.
- (33) Trautmann an das AA vom 11. Februar 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. IV, Dok. Nr. 552, S. 1094.
- (34) Anmerkung der Herausgeber (1), in: ADAP, Serie C, Bd. IV, S. 1094.
- (35) Anmerkung des AAs zum Schreiben Thomas an das AA vom 14. Februar 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096350.
- (36) 国防省の蔣介石宛直接電報の原文は未発見であるが、以下の二つの電報から内容をおおまかな発電時期を確認できる。「顧振等致翁文瀾電（一九三六年二月二六日）」『中德外交密檔』三六〇—三六一頁；Trautmann an das AA vom 20. März 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096383-384.
- (37) Anmerkung der Herausgeber (2), in: ADAP, Serie C, Bd. IV, S. 1094.
- (38) Trautmann an das AA vom 19. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 156, S. 188-189.
- (39) 「翁文瀾致顧振電（一九三六年三月一九日）」『中德外交密檔』三六三頁；『翁文瀾日記』一九三六年三月一九日条、二一八頁。
- (40) Trautmann an das AA vom 20. März 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096383-384.
- (41) 「顧振等致翁文瀾電（一九三六年三月二日）」『中德外交密檔』三六五頁。
- (42) Blomberg an Chiang Kai-shek vom 24. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 206, S. 263.
- (43) 「顧振等致翁文瀾電（一九三六年三月二四日）」『中德外交密檔』三六六—三六七頁。
- (44) 「事略稿本」一九三六年三月二八日条、第三六卷一九五—一九八頁、「敬電」（敬）は二四日を示す符号）に関する記述。
- (45) 同上。
- (46) Blomberg an Falkenhausen vom 25. März 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096411-412.
- (47) Blomberg an Neimath vom 25. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 217, S. 283-284.
- (48) Aufzeichnung Voss vom 30. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 235, S. 318. 各種史料を検討しても、「数日後」にクラインがノイラートを訪問した形跡は見あたらない。
- (49) 「顧振致翁文瀾電（一九三六年三月二六日）」『中德外交密檔』三六八頁。当時の第三帝国の对中国武器輸出政策全般に関しては、田嶋信雄「武器輸出解禁の政治過程——ナチス・ドイツと对中国武器輸出問題——一九三三—一九三六年」成城大学法学会編『二一世紀における法と政治学の諸相』信山社、二〇〇九年、一六一—二一四頁、参照。
- (50) Aufzeichnung Voss vom 4. März 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096369-372.
- (51) Aufzeichnung Voss vom 31. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 239, S. 324-328.
- (52) 「对中国国際援助問題に関する情報部長の非公式会談」外務省編『日本外交年表並主要文書』下、原書房、二〇〇七年、二八四—二八六頁。
- (53) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 31. März 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 238, S. 323-324.

- (54) 「翁文灝等致顧振等電（一九三六年三月二五日）」『中德外交密檔』三六七頁。
- (55) 「翁文灝等致顧振等電（一九三六年三月二八日）」『中德外交密檔』三六九—三七〇頁。
- (56) 「事略稿本」一九三六年三月二六日条、第三六卷一九七一—一九八頁。
- (57) Chang Kai-shek an Blomberg vom 4. April 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 254, S. 356-357.
- (58) 四条以下はつぎの通り。
- (4) 中国政府及びドイツ政府は、中国政府がドイツでおこなうべき公的支払い、ドイツ政府が中国でおこなうべき公的支払いを物資交換協定によつて処理することができる。
- (5) 商品信用借款は、物資交換協定に基づく中国の農産原料の供給を通じて随時弁済しまたは全額を継続することができる。
- (6) 商品信用借款および中国がドイツに有する貸し金は中国政府ないしその全権代表者が処理する。
- (7) ドイツ政府は一億RMの商品信用借款をドイツ手形割引銀行（Deutsche Golddiskontbank）において提供し、商品信用借款および貨物交換により生ずる支払い手続きを同銀行に委託する。
- (8) 中国政府は貨物交換により生ずる支払い手続きを中国中央銀行に委託する。
- (9) この商品信用借款には手数料は含まれない。
- (10) 提供された信用および原料供給により生ずる貸し金の利子は年利五%とし、雑費手数料を含まない。
- (11) 「仲裁裁判条項、略」。
- (12) この商品信用借款付帯契約は、独文および中文それぞれ二通を作成する。中国全権代表は、ドイツ語成文が中国語の成文と内容的に完全に一致すると声明する。
- Kreditsatzvertrag zu dem zwischen der chinesischen Regierung und Hans Klein abgeschlossenen Warenaustausch-Vertrag vom 23. August 1934, Berlin, den 8. April 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 270, S. 382-383; 「中德信用借款合同（一九三六年四月八日）」『中德外交密檔』三一九—三三〇頁。
- (59) Chang Kai Shek an Hitler vom 14. April 1936, in: PadAA, „Projekt Klein“, 6680/H096416.
- (60) 「希特勒為發展對華合作事致蔣介石電（一九三六年五月二三日）」『中德外交密檔』四一五頁。
- (61) 「翁文灝日記」一九三六年四月四日条、三三三頁。
- (62) 「翁文灝日記」一九三六年四月八日条、三四頁。
- (63) 「翁文灝日記」一九三六年四月八日条、三四頁。
- (64) 「翁文灝日記」一九三六年四月一日条、三五頁。

五 ライヒエナウの訪中と、親日派に対する国防省の闘争

1 親日派との闘争

日独防共協定交渉の進展

中独条約成立をめぐつてさまざまな政治勢力が抗争を繰り返していたころ、ベルリンでは、国防省内で例外的に親日派的な姿勢を取っていた防諜部長カナーリスと、やはり外務省内で独自に行動していた軍縮問題全権代表（一九三六年八月以降駐英大使）リッベントロップが、武器商人ハック（Friedrich Hack）を仲介人としてドイツ駐在日本陸軍武官大島浩を相手に日独防共協定交渉をおこなっていた。交渉は一九三五年九月に開始され、同年一月には協定の枠組みはほぼ完成していたが、ドイツ外務省は東アジアにおける中立政策の維持の観点から、また国防省はクライン・プロジェクト貫徹の観点から、連合してこの親日派による日独交渉に激しく反対していた。

それに加え、一九三五年秋、イタリヤによるエチオピア侵略の本格化、エチオピア問題をめぐるいわゆるホーア・ラヴァル案の公表と挫折、関東軍・天津軍による華北分離工作の進展、広田防共外交と日中独三国防共協定案の成立と挫折など、国際政治情勢の変動が重なったため、交渉は中断した。さらに翌一九三六年二月の二・二六事件はこうした趨勢に拍車をかけることとなり、日独防共協定交渉のゆく末はまったく不透明なものとなった。

中独条約は、こうしたなかで成立したため、以後、ドイツ政府の内部では、国防省、外務省、親日派のいわば三つ巴の抗争が展開されることとなる¹⁾。

ライヒエナウの中国訪問計画をめぐる対立

三つ巴の抗争の直接の契機は、中独条約の実施過程の視察を目的とするライヒエナウの訪中計画であった。一九

三五年一〇月に第七軍管区（ミュンヘン）師団長に転出後もこの中独条約交渉にかかわり続けたライヒェナウは、ドイツ国防軍の親中姿勢を明示することも兼ね、五月下旬に中国訪問の途につくこととなる。

五月四日、訪中計画を説明するためヴェイルヘルムシュトラッセに外務次官ビューロを訪ねたライヒェナウは、中国旅行の「主目的」として「蒋介石との関係を発展させること」を挙げ、加えて、基本的には軍需品と兵器工場からなる中国の発注に対し「シャハト経済相が一億ライヒスマルクのクレジットを用意した」と告げたのである。さらにライヒェナウは、ドイツによる中国の軍拡は「長期的な優先順位」を有していると語り、この優先順位は「日独接近とは両立しない」と主張したのである。ライヒェナウによれば、当時プロムベルクも、日独防共協定交渉の停滞を背景に、つぎのように語っていたのであった。「日本への接近はまったく問題にならない。リッペントロップ氏の日本との交渉は中止された」⁽²⁾。

このライヒェナウの主張に対し、中独条約成立直前に出されたフォースとエールトマンズドルフの鑑定書を踏まえていたビューロは、中独条約に関しさまざまな具体的疑念を挙げて批判したのち、「用意された資金はおそらく大部分無駄になるだろう」とまで述べ、国防省が推進してきたやみくもな中国政策にあらさまな不快感を示したのである。加えてビューロは、「国防省も、日独交渉に際し、非常に強く関与したではないか」と主張し、日独交渉における国防省防諜部長カナーリスの積極的役割に関し、ライヒェナウに痛烈な皮肉を投げかけたのである。⁽³⁾

国防省の理論武装

このころ、中独条約の成立とライヒェナウの訪中計画を受けてプロムベルクは、親中路線の貫徹に全力を傾注していた。かれはまず五月六日、陸海空三軍に対し、「中国政府がドイツ軍需産業に要求している供給を、ドイツ〔国防軍〕の物資調達計画に編入せよ」という驚くべき指示をおこなった。⁽⁴⁾ すなわちこの措置により、第三帝国の軍拡政策と中国の軍拡政策は、有機的かつ密接に結合されることとなったわけである。ついで同日、プロムベルク

は在華軍事顧問団長ファルケンハウゼンに書簡を送り、「総統の完全な了解の下に」ライヒエナウを三ヶ月間訪中させることを伝え、「我が〔中独〕関係の一層の強化」のため「全力でわれわれの諸計画を促進するよう」求めたのである。これは明らかにクライン・HAPROおよび国防省の路線に批判的であったファルケンハウゼンに屈服を迫る意味をも含んでいたといえよう。⁽⁵⁾

さらにプロムベルクは、親日路線、とりわけ日独軍事協定構想を抑制するため、五月二日、三軍指導部および国防経済幕僚部長トーマスに対し、「極東における権力要因としての日本」をテーマとするレポートの提出を命じたのである。この命令は中独提携論・日独協定反対論の「理論武装」を目的としていたといえるが、その際提出締め切りを五月一九日としていたことは、明らかにライヒエナウの訪中（五月下旬）を前提としたうえでのことであった。

この要請に対し五月一日、国防経済幕僚部長トーマスは、「日本の国防経済情勢」と題する報告を起草し、次のように結論を下していた。「日本は、たんに中国に対してのみ積極的な経済競争上の措置をとることが可能な状態にある」⁽⁶⁾。また、空軍も五月一八日、極東ソ連空軍との関係に關し、次のように主張した。「〔極東ソ連空軍の〕脅威は、日本の航空戦力を釘付けにし得る状態にある。さらにロシアは、短期間のうちに西部から多数の編隊を極東に召集しうる状態にある」⁽⁷⁾。ついで五月一九日、海軍もつぎのように報告した。「両アングロサクソン国家が共同で行動する場合には、長期戦になれば、日本は、経済上のシーレーンのほぼ完全な遮断により、敗北に追い込まれる」⁽⁸⁾。

しかし圧巻は陸軍参謀本部の一五頁にわたる詳細な報告であった。第三課長シュテュルプナーゲルは、参謀総長ベック (Ludwig Beck) の承認を得たのち、五月一六日、つぎのような報告を提出したのである。「日ソ戦争が勃発しても、ヨーロッパにおけるソ連の権力政治上の立場に決定的な影響を与えるとはけつして考えられない。むしろ日ソ戦争は、ヨーロッパにおける日本の同盟国をイギリスおよびアメリカとの重大な紛争に巻き込むであろう」

(強調原文)⁹⁾。この結論は、日独軍事同盟を締結した場合、日ソ戦争が勃発すればドイツはイギリスおよびアメリカとの軍事的紛争状態に陥るとの危惧を深刻に表明したものであり、日独協定交渉に関し、イデオロギー上の「防共協定」は甘受する場合があるとしても、日独軍事協定だけは全力で阻止せんとするドイツ国防軍の決意を再確認したものに他ならなかったのである。

事実プロムベルクは、この報告を受けて、当時のドイツの他の政策参画者に対し、積極的に日独接近への疑念を訴えることとなった。たとえば五月二七日、かれは航空相ゲーリング、経済相兼ライヒスバンク総裁シャハト、財務相クロジク (Lutz Graf Schwerin von Krosigk)、プロイセン財務相ポピッツ (Johannes Popitz) らが出席する原料・外国為替に関する会議で発言し、「日本への接近については慎重な行動が必要である。目下のところ満洲国を承認すれば、クライン氏により中国で進行中の諸計画に壊滅的な打撃を与えるであろう」、「日本は軍事的権力要因としては問題が多い」と主張していたのである。これに対しシャハトも、「クライン氏は中国から食糧の輸入を予定しているので、私はつねにかれの努力を支援してきた」と語り、国防軍の路線への同調を示した。¹⁰⁾

デイルクセンおよびトラウトマンの帰国と外務省Ⅱ国防省連合

ところで、この五月半ば、駐日大使デイルクセンが病氣療養を理由に一時帰国していた。デイルクセンは、日独協定交渉の存在を東京で察知して以来、外務省の中では例外的に日独協定締結に積極的に賛成しており、ベルリンでの親日論の推進に意欲を燃やしていたのである。かれはまず五月一九日、プロムベルクと会談し、中独協定およびライヒエナウの旅行について「日独関係への負担を最小限にするよう」要請し、そのための方法として、一、ライヒエナウは中国のみならず日本をも訪問する、二、ドイツの中国での諸計画が公になる前に適宜それらを日本側に通知する、の二点を提案した。これに対しプロムベルクは、日本への通告には一応賛意を示しながらも、「ライヒエナウ將軍は蔣介石に対する私の個人的な信任者として旅行する」と述べて、ライヒエナウの日本訪問に関しあ

からさまざまな難色を示した。⁽¹¹⁾さらにデイルクセンは五月二十四日、ライヒェナウに書簡を送り、つぎのように泣きついていた。「貴下の日本旅行を実現するため可能な限りのことをしてく下さい。我が国の対日関係への重大な悪影響を回避するためには、貴下〔の日本訪問〕が唯一の、かつ非常に有効な手段であると私には思われます」。⁽¹²⁾

しかし、このデイルクセンの要請に対し、ライヒェナウは何ら耳を貸すことがなかった。すなわち、五月二五日に外務省政務局長ディークホフ (Hans Heinrich Dieckhoff) および陸軍参謀総長ベック (Ludwig Beck) と会談したライヒェナウは、「私が日本を訪問してもほとんど役に立たないし、かえって中国で深刻な不快感を呼び起こすだけだ」と述べていたのである。⁽¹³⁾

一方このころ駐華大使トラウトマンも帰国し、日独協定が中独関係に及ぼす悪影響に関し説いて回ることとなった。まずかれは六月九日、ヒトラーと会談したのち、リッベントロップ宛てに一通の覚書を送付したのである。その中でトラウトマンは、中独条約や軍事顧問団の活動を基礎とした中独の友好関係、日本の対ソ・対中態度、満洲国問題、イギリスの極東政策などに言及するなかで、ソ連の極東軍事力に関し、つぎのように述べていた。「もしヨーロッパで紛争が勃発した場合、日本との了解があったとしても、わが国の軍事的負担がどれほど軽減されるか否かは疑わしい」。「ロシア極東軍はほぼ自立した戦力に発展しており、防衛目的のためにも十分な力を持っている」。一見して明らかのように、ここでのトラウトマンの議論にはドイツ国防省の見解が反映されていた。すでにみたようにトラウトマンは国防省のやみくもな中独条約交渉に一貫して反対してきたが、日独協定反対では、両者は共同戦線に政府内政治連合を形成したのである。⁽¹⁴⁾トラウトマンは、以上の議論を踏まえ、リッベントロップにはつきりと主張したのである。「ドイツは東アジアにおいて〔日独協定のごとき〕一方的な政策を推進してはならない」。⁽¹⁵⁾

日本大使館の抗議 (一)

同じ六月九日、駐独日本大使武者小路公共が、長期の日本滞在後の帰任の挨拶をまかね、ヒトラーと会談した。その席で武者小路は、「日本はドイツおよびドイツ總統に対し、精神的に類似した国家として非常に大きなシンパシーを有しており、ドイツとの非常に緊密な協力を望んでいる」と述べ、日独協力への意欲を示した。これに対しヒトラーは、つぎのように述べ、日独防共協定に前向きとも取れる発言をおこなったのである。「私は以前より共產主義との仮借なき闘争のなかにヨーロッパの唯一の救済を見いだしている。もし共產主義の打倒に成功せず、共產主義思想が全ヨーロッパに定着するならば、ヨーロッパは一八〇〇年前の古代世界のように、没落に甘んじることとなる⁽¹⁶⁾」。

さて以上のように武者小路はヒトラーとの会談で日独協力への意欲を示したが、当時、ベルリン駐在日本大使館では、ドイツの対中政策に対する一定の疑念が広がっていた。というのも、この間ディルクセンが、外務省首脳の許可を得ることなく独断で、武者小路に対し、「内密に」、「クラインの事業の概略」を伝えていたからである。ただし、さすがのディルクセンもこの時は、中独条約の軍事的性格に関しては日本側に伝達しえず、中独条約の目的は、たんに「原料、とりわけタンゲステンと落花生をドイツに確保すること」であると述べるにとどまった⁽¹⁷⁾。

とはいえ、一億ライヒスマルクにおよぶ借款という内容のみでもこの条約は日本側を刺激するに十分であった。実際、六月一二日、日本大使館参事官井上庚二郎がドイツ外務省エールトマンズドルフを訪れ、つぎのように主張していた。「日本政府は中国における（第三国の）純粹に経済的な事業には反対しない。しかし日本政府は、借款や大規模な信用供与にはつねに異議を申し立ててきた。というのも、それらは、中央政府ないし中国の地方権力者によって容易に政治目的——たとえば軍備拡張や学生のあいだでの反日宣伝など——のために悪用されるからである」。これに対しエールトマンズドルフは「クラインの協定の詳細は私も知らない」と述べたが、もちろん井上は満足せず、「近いうちにクライン事業に関する当局の公式の情報が得られるよう」エールトマンズドルフに要求したのである⁽¹⁸⁾。さらに一週間後の六月一九日、武者小路がノイラートを訪問し、ふたたびこの問題についてドイツ外

務省の見解を求めた。これに対しノイラートは、「この件については私もあまりよくは知らされていない」としながらも、「いずれにせよわれわれが中国政府に対しクレジットの供与を予定しているというのは正しくない」との虚言も含め、のらりくらりとした釈明に終始せざるをえなかったのである。¹⁹⁾

クライン「組織建議」の露呈

以上のようにエールトマンズドルフが「クラインの協定の詳細は私も知らない」と述べ、ノイラートも「その件については私もよくは知らされていない」と釈明をおこなっていたが、この言明自体はしかし必ずしも偽りとはいえなかった。というのも、すでに見たように、ドイツ外務省は、中独条約の文言はともかく、国防省およびクラインがこの条約の下で推進しようとしていた広範な軍事的・経済的諸計画について、まったく知らされていないからである。実際、ドイツ外務省がその詳細の一端を知らされたのは、中独条約成立後三ヶ月以上も経った七月一日のことであった。しかもその内容は極めて大規模かつ軍事的色彩が濃厚で、ドイツ外務省を震撼させるに十分なものであったのである。

すなわち同日、HAPROのベルリン代表ロイスが外務省を訪問し、エールトマンズドルフおよびフォスに対し、クライン＝ドイツ国防軍の対中計画に関し、つぎのごとき説明をおこなったのである。まず組織面では、軍事・軍拡問題を担当する「ドイツ参謀将校からなるドイツ軍事顧問団本部」（既存の在華ドイツ軍事顧問団とは別組織）と、経済建設問題を担当する「経済・技術顧問団本部」の二部門を、蒋介石・中国政府に対する「諮問機関」として設立する。さらに具体的な計画として、六個師団からなる「一〇万軍」を建設し、のちにそれを「三〇万軍」に拡大強化するとともに、それぞれの師団の配属地に軍事産業を育成し、各師団に必要な軍備を供給しうる体制を整える。

さらにドイツの対中輸出に関する計画に関しロイスはつぎのように述べる。まず「四〇〇〇万ライヒスマルクに

わたる緊急プログラム」が「沿岸防衛用の諸設備」のため用意されている。さしあたり四隻の高速魚雷艇がドイツの在庫から供給され、さらに八隻が建造される予定である。計画総体としては約五〇隻の同型高速艇が供給され、「二〇キロの範囲にわたり海岸を敵の攻撃から防御する」ために用いられよう。さらに、「多数の沿岸防衛用一五センチ砲台および機雷封鎖設備」が供給される。これにより「揚子江は敵の艦隊に対し遮蔽しうる」。将来、複数の小型潜水艦の供給も予定されている。しかも、こうした近代兵器の運用のため、中国人学生にドイツで技術を学ばせ、機械技術者として養成する必要がある⁽²⁰⁾。

こうしてロイスが述べた計画は、あきらかに、一九三五年秋にクラインが中国国民政府に提出した「実力中心点を建設するための建議」―「組織建議」を要約し、さらに具体的な肉付けをおこなったものであった。それは明確に日本を仮想敵としたものであり、外務省を震撼させるに充分であった。

日本大使館の抗議（二）

このようにドイツ外務省がクライン―ドイツ国防省の対中計画を知り動揺を深めるなかで、さらに外務省を当惑させる事態が生起する始末となった。すなわち、中独条約に関する前述のエルトマンズドルフおよびノイラートの弁明にまったく満足しなかった武者小路が、日本外務省に経過を報告し訓令を得たのち、約一ヶ月後の七月一日（すなわち右のロイス―エルトマンズドルフ―フォス会談の翌日）、ドイツ外務省政務局長ディークホーフを訪問し、「友好的だが、しかし深刻かつ明示的な態度で」中独条約に関してドイツ側の態度を質すこととなったのである。武者小路はまず、中独条約をめぐる中国側の反応につきつぎのように苦言を呈する。「南京の明白な主張によれば、クラインの条約は顕著な政治的性格を有しており、また、その条約のなかで約束されたドイツからの供給は、わずかどころか大部分があらゆる種類の武器から構成されており、したがって、結果として日独の友好関係は著しく害されている」。武者小路によれば、このような中国側の主張により「日本の世論は深刻に動揺せしめられ

ている」。したがって、「もしドイツ側からクライン条約の真の意味について、さらに、できればその内容について可及的速やかに説明が与えられなければ、「日本の」世論の中で日独關係が脅かされるであろう」。こうした武者小路の抗議に対しデイークホーフは、覚書の最後につきぎのように記した。「武者小路大使が日本政府の訓令による抗議を実行に移す際に示した深刻さと重みには瞠目すべきものがあつた」⁽²¹⁾。こうして日独關係は、中独条約問題の処理いかんでは、日独協定交渉の進展をも脅かすほどの緊張を孕むにいたつたのである。

以上のような事態の進展は、ドイツ外務省の内部に、対日政策に関する一定の変化をもたらすこととなつた。すなわち、七月一六日のロイスによるクラインⅡ国防省の対中計画に関する報告、一七日の武者小路による抗議を受け、翌一八日、外務省通商局・フォスが、ドイツ極東政策についての一連の覚書を作成しているのである。それは、武者小路の「深刻なトーン」での抗議と「両者にとってひとしく不快な会談」について言及したのち、中独条約と日独關係につきつぎのように述べる。「もしHAPRO条約が現実に執行され、中国の軍事的強化がもたらされるならば、事態は日本にとって非常に悪いものとなる」。フォスによれば、「もしわれわれが日本に対抗する中国政策に固執する場合」、日本は二つの手段を取りうるという。第一は、軍事的手段を講じて中国にドイツ軍事顧問団の引き揚げを要求することであり、第二は、ドイツに対し日ソ和解の可能性（したがって極東ソ連軍のヨーロッパへの配置転換の可能性）を示唆して圧力を加えることである。以上のような考察からフォスはつぎのように結論を下す。「いずれにせよ〔ドイツによる〕中国軍備拡張政策は、それが長期化すれば日本にとっていよいよ耐えがたくなる。われわれは中国で日本に対抗する政策を推進し得る可能性を有しない」。「HAPRO条約は日本の利益を非常に深刻に侵害するので、日本がわれわれに二者択一を迫る時期がいずれ到来しよう。そうなればわれわれは後退する以外方法はなからう。現在なお時間があり、ドイツ側での好意的態度が日本で率直に評価され得るかぎりには、日本との了解に成功することが望ましいであろう」⁽²²⁾。

以上のように、外務省の外交上の考慮を無視したクラインⅡドイツ国防省のやみくもな中国軍備拡張政策は、そ

の反動として、駐日大使デイルクセンに加え、外務省中枢に有力な「対日宥和」論¹¹積極的日独了解論を生みだすにいたったのである。こうしてドイツ外務省は、日独協定論への外交政策上の歯止めを、内部的に、徐々に失うこととなった。

「ライヒエナウ路線」の突出

この間中国では、ライヒエナウが中独条約に基づくドイツ国防軍の対中計画を促進するため各方面と協議をおこなっていたが、中国現地での状況を直接見聞するにおよび、かれはいよいよ自らの親中路線をエスカレートさせるにいたった。たとえば、南京駐在ドイツ大使館参事官フィッシャー (Martin Fischer) は、一〇月一日、ライヒエナウの副官の以下のごとき発言を、「かれ〔ライヒエナウ〕の路線上にあるもの」として、ドイツ外務省・エールトマンズドルフに伝えているのである。「当地〔極東〕では日本につくか中国につくかを決めなければならない。当地の我が国の公的代表者たちは中国に関しあまりに懐疑的である。〔ファルケンハウゼンら〕軍事顧問団は倦むことなく任務に尽力しなければならない。もし日本との紛争が起れば、かれらが〔中国人と〕ともに戦争に赴かなければならないのは当然である」。これは、たんなる軍事的・経済的協力関係の枠を越えて、極めて軍事同盟的な色彩を帯びた中独関係を構想するものにほかならなかった。この発言を聞いたフィッシャーは驚倒し、つぎのようなコメントにその当惑を表現していたのである。「私は聞かずにこれを述べている (Relata refero)」²⁴。

実際、このライヒエナウらの路線は、日本を政治的に刺激し、日中に対するドイツの政策的バランスを失うというレヴェルにとどまらず、場合によっては英米をも含めた当時の東アジア国際システム全体にも重大な影響を与えかねないほどの極東コミットメントを求めたものに他ならず、ドイツの他の政策参画者の当惑と反発を惹起するのは必然であった。たとえば、ライヒエナウは九月末に帰国の途につくが、かれから中国に関する報告を聞いたヒトラーは、後年つぎのように語ったといわれる。「ライヒエナウ将軍が帰国した。総統は立腹し、『将軍たちは政治

を何も理解していない』と罵った。ライヒェナウは、かれ（ヒトラー）の対日構想すべてを台無しにしようとしている。ライヒェナウは、皆と同じように、『中国病に罹って』帰国した。陸軍はかれ（ヒトラー）にとつて国家の中でもっとも不安定な要素であり、外務省や司法部よりもなお悪い」⁽²⁶⁾。

日本大使館の抗議 (三)

このころ日独防共協定交渉は妥結し、一〇月二三日に仮調印がおこなわれて、あとは日本における枢密院での審議を待つのみとなった。しかし右のようなドイツ国防省の対中活動はさまざまなルートで日本側に伝わり、ふたたび日独関係を緊張させていた。たとえば一〇月三〇日に武者小路は外務次官ディークホーフを訪問し、「目下東京で枢密院に提出されている協定」について語り、「この協定が〔枢密院により〕受け入れられることを望む」と述べていたが、中独関係に言及し、つぎのように主張した。「ここ数日、日本の報道の中で中独両国政府の間での緊密な協力に関する報告が数多く登場している。私はここに一定の危険を感じている」。それらの報道によれば、「中国政府に対するクライン・グループの約束により、揚子江の防備施設が建設され、萍郷に軍需工場が設立される」ことになるという。こうした事態に危機感を持った武者小路はつぎのように主張する。「このような報告は〔日独防共〕協定を容易に危機にさらすか、あるいは少なくとも枢密院での審議に際し政府の立場を困難にする」。これに対しディークホーフは例によって「その件については何も知らない」と述べたが、もちろん武者小路はまったく満足せず、ドイツ政府が明確な説明を与えるよう「非常に強く固執」し、この問題に関する日本政府の強い不快感を示したのである⁽²⁶⁾。

国防省の屈服

こうした日本側の強硬な態度に直面し、すでに日独協定締結を不可避と考えるにいたっていたドイツ外務省は、

国防省と連絡を取り、善後策を検討することとなった。すなわち、四日後の一月四日、外務省幹部ヴァイツェッカー（Ernst von Weizsäcker）およびエールルトマンズドルフは国防省国防経済幕僚部長トーマスと会談し、国防省側の再考を求めることとなった。この席でトーマスは、国防省側の措置に関し、つぎのように報告したのである。「中国におけるドイツの活動につきライヒェナウ將軍により作成されたプログラムは、国防相（プロムベルク）の異議に基づき、日独関係を考慮して、抜本的に修正された。それは、ドイツにより中国向けに保証すべき人的および物的支援の両面に及ぶものである」。トーマスによれば、この措置により、「ライヒェナウ氏およびクライン氏の構想」は、ドイツ国防省により放棄されたのである。さらに、外務省側が、「とりわけ日本を不快にする」揚子江河口防衛のための要塞設備および高速魚雷艇を中心とした軍需品供給計画に言及し、「現在進行中の日独交渉を考慮して延期されなければならない」と主張したが、トーマスもこれに「完全な理解」を示した⁽²⁷⁾。

以上のような展開をふまえ外務省政務局長デークホーフは、一月一〇日、武者小路の来省を求め、日本側の懐柔を試みることとなった。この席でデークホーフは武者小路に一通の覚書を手交したが、それによれば、ドイツによる揚子江の防衛施設建設や軍需工場の設立に関する日本側の主張は「根拠がない」ものとされ、さらにつきぎのように述べられていた。「我が国は、軍需産業の操業のため、我が国の需要の充足に必要な分量を超えた軍需品を多くの他国に輸出してきた。我が国は、「中国へも」この分量を超えるドイツ軍需品の供給をおこなうことはない。この点で日本政府はまったく安心されて良い⁽²⁸⁾。こうして、ライヒェナウらによって「台無し」にされようとしていたヒトラーの「対日構想」は、一月、ドイツ外務省の介入と、プロムベルク、トーマスら国防省の大幅な譲歩により一応保持されることとなったのである。

2 中独条約の締結とその余波

重工業プラント・各種武器の発注と中独「兄弟軍」の建軍

翁文灝は、中独条約締結前の三月一九日に、顧振らをつうじてドイツに対し兵器工場建設のためのプラント諸設備を発注していた²⁹⁾。加えて翁文灝は、中独条約成立から五日後の四月二三日、「今年から開始すべき各種重工業建設のため」、ドイツからの借款に基づき、以下のような重工業プラントをドイツに発注するよう顧振に指示を与えた。(1)タングステン鋼工場設備、(2)製鉄工場、(3)廃銅精錬工場、(4)鉛・亜鉛鋳業所、(5)アルコール工場、(6)石炭鋳業設備、(7)窒素工場、(8)電線工場、(9)電球・真空管工場、(10)電池工場・電信工場、(11)錫電気精錬工場、(12)鋼鉄製造工場二廠。そのほかに翁文灝は、こうした工場を建設・運営する各種の専門家を雇用し中国を訪問させるよう要請していた³⁰⁾。

翁文灝は、さらに、やはり三月一九日、以下のような武器をドイツに発注するよう顧振らに指示していた。(1)観測機および砲弾三六万発を含め、二〇ミリ高射砲一二〇門。(2)七九ミリ砲弾三〇〇万発、砲弾一二万四〇〇〇発を含む三七ミリ対戦車砲一二四門、観測機および砲弾六万発を含む一〇五ミリ榴弾砲六〇門、(3)四トン軽戦車一五輛、八トン中戦車一五輛、二トン半小型戦車一八輛、ガソリン運搬車六輛、トラック一二輛、二〇ミリ戦車砲弾一万五〇〇〇発、三七ミリ戦車砲弾一万五〇〇〇発。(4)河川防衛要塞用の防御盾付き長射程要塞砲七門および弾薬三五〇〇発および射撃指揮器材、(5)海軍用一五〇ミリ榴散弾四五〇発および信管、一〇五ミリ榴散弾九〇〇発および信管など³¹⁾。また、そのほかにも陸軍用にヘルメット二二万個、迷彩ヘルメット二四万一〇〇〇個、偵察用装甲車一台、海軍用に一〇五ミリ砲八門、魚雷二四発をふくむ軽油快速艇三隻、快速護衛艦一隻、魚雷四〇発を含むディゼル快速艇五隻、水雷艇一隻、空軍用として砲弾三〇〇〇発をふくむ二〇ミリ高射砲一二〇門、砲弾一八万発をふくむ三七ミリ高射砲六〇門、探照灯一連、などが発注されたといわれている³²⁾。

中独条約の成立により、ドイツ国防省は、対中国武器貿易の軸足を、民間会社を通じてのものから国有会社HAP ROを通じたものへと移していった。こうした中国政府の旺盛な武器購入意欲に対し国防大臣プロムベルクは、四月三日、顧振を通じて蒋介石に「中国国民政府が求めている武器については、すべてドイツ国防軍が自ら用いている最新式のものをお供給する」と約束した⁽³⁸⁾。さらにプロムベルクは、すでに見たように、五月六日、ドイツ三軍あてに通達を出し、「中国国民政府がドイツ軍需工業から購入しようとしている物資の供給を、ドイツの軍需品調達プログラムの中に編入せよ」という決定をおこなっていた⁽³⁹⁾。中国軍の軍拡は、ドイツ国防省の物資調達プログラムに有機的に組み込まれたわけである。

蒋介石の直轄する中国エリート軍は、ゼークトの建軍思想（一〇万エリート軍建設と三〇万軍への拡大）により建軍され、ドイツ国防軍から同じ編制の、しかも最新式の武器をお供給され、ドイツ国防軍（在華軍事顧問団）によりドイツ式の訓練を受け、その軍事戦略思想により指導され、ドイツ製武器プラント工場からさまざまな補給を受けることとなった。こうして中国軍は、ドイツ国防省により、いわば「兄弟軍」ともいうべき位置づけを与えられたことになる。「第三帝国」の軍拡政策と中国の軍拡政策は、有機的かつ密接に結合されることとなった。

資源委員会の「重工業建設三カ年計画」

翁文灝・錢昌照らは、一九三二年一月の「国防設計委員会」成立以来、また一九三五年四月の「資源委員会」としての再編以来、国情調査に多くの努力を集中してきたが、中独条約成立を期とし、さらにクラインの「組織建議」の影響なども受けながら、一九三六年六月、「重工業建設三カ年計画」を提出し、軍事委員会を経て国民政府の承認を得た。それは以下のような内容からなっていた⁽³⁵⁾。

- (1) タングステン、アンチモンを統制し、同時にタングステン鋼工場を建設する。年産のタングステン鋼二〇〇〇トン。

- (2) 湘潭および馬鞍山製鋼所を建設し、三〇万トンの年産で国内需要の半ばを供給。
 - (3) 湖北省靈郷および湖南省茶陵鉄鉱の開発、年産三〇万トン。
 - (4) 湖北省大冶、陽新および四川省彭郷銅鉱の開発、同時に年産三六〇〇トンの製鋼工場を建設し、国内需要の半ばを供給。
 - (5) 湖南省水口および貴県に鉛・亜鉛鉱業所、年産五〇〇〇トン、国内需要をまかなう。
 - (6) 江西省高坑、天河、湖南省譚家山および河南省禹県における年産一五〇万トンの炭鉱、華中・華南の石炭不足を補充。
 - (7) 江西省における石炭液化工場の建設、同時に陝西省延長・延川、四川省達県・巴県の油田開発、年産二五〇〇万ガロンを見込み、国内需要の半ばを供給。
 - (8) 窒素ガス工場、年産五万トンの硫酸第一鉄、同時に硫酸、硝酸を兵器工業用に製造。
 - (9) 湖南省湘潭に航空機発動機工場、原動機工場および工作機械工場を含む機械工場の建設。
 - (10) 湖南省湘潭に無線電機工場、電管工場、電話機工場および電気機械工場の建設、毎年国内需要を満たす量を生産。
- 一見して明らかのように、こうした施設の多くは、三月一九日に翁文灝がドイツに発注したものからなっていた。こうした重工業建設には、法幣にして二億七〇〇〇万円の資金としかるべき技術が必要とされたが、翁文灝ら資源委員会は、これらの多くを中独条約による借款およびドイツ人技術者に頼ったわけである。まさしく資源委員会の「重工業建設三カ年計画」は中独協力の産物であった。⁽³⁶⁾ こうしてナチス・ドイツは、中国の対日抗戦力形成の重要な一翼を担っていた。

H A P P R O による武器輸出実績

中独条約の締結とH A P P R O によるパートナー取引のため、ナチス・ドイツの中国に対する武器輸出は顕著に増大す

表1 ドイツの主要国向け武器輸出額（単位1000RM）

	1936	%	1937	%
中国	23748	46.95	82788	36.82
ハンガリー	5250	10.39	33780	15.03
トルコ	2293	4.54	18690	8.32
ポルトガル	2656	5.26	17233	7.66
ギリシア	512	1.01	17195	7.64
ブルガリア	4962	9.81	15785	7.03
日本	111	0.22	10865	4.83
ルーマニア	3	0	10986	4.88
ユーゴスラヴィア	1953	3.86	6141	2.73
ソ連	3452	6.83	271	0.12
ブラジル	574	1.13	793	0.35
その他	5077	10	10643	5.59

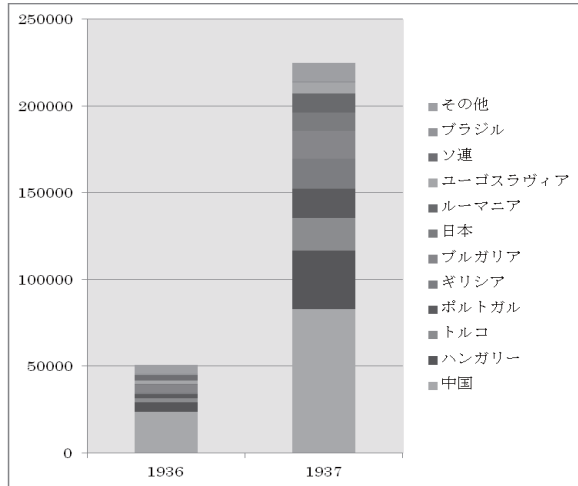
註) „AGK Jahresbericht 1937“, in: PAdAA, R901/106417, Anhang より作成。

ることとなった。一九三五年一月三〇日に成立した「武器輸出組合」(Ausführungsgemeinschaft für Kriegsergänzung, AGK)⁽³⁷⁾の手になる第一回「年次報告書」(一九三五年一月一日—一九三六年一月三二日)によれば、当該年度におけるドイツの武器輸出全体は三四〇〇万RMの額にのぼったが、そのなかに占める中国の割合は実に五七・五%(約二〇一〇万RM)で、ドイツの武器貿易全体に占める中国の圧倒的な地位を示していた。報告書はそれを以下のように評価していた。「中国は広範な武器分野において陸軍の建設を遂行し、そのためにドイツからの輸入武器を用いているので、中国が発注した品目(銃、大砲、高射砲、銃弾、迫撃砲弾、大砲弾、光学機器、測定・照準機器)が輸出総額として突出したのである」。しかも注意すべきは、このうち、約半年前に締結された中独条約によるものがすでに五〇%(約一〇一〇万RM)を占めており、わずか半年の間にHAPROを通じた武器貿易が在華ドイツ商社による武器貿易を相当程度圧迫し始めたのである⁽³⁸⁾。

また、翌一九三七年の「年次報告」においては、一九三六年度の数字に若干の修正が加えられ、さらに「一九三六年度年次報告」では「政治的考慮」から除外されていた対ソ連輸出の数字が掲載されている。それによれば一九三六年度のドイツの武器輸出全体は五〇九五万RMに上方修正されているが、それでもドイツの武器輸出全体に占める中国の割合は四六・九五%(二三七四万RM、これも上方修正されている)であり、武器貿易全体に占める中国の圧倒的地位には何ら変わりはなかった⁽³⁹⁾。

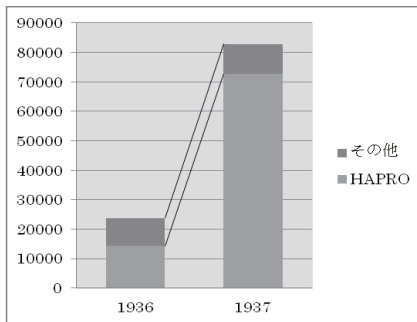
さらに一九三七年次(一九三六年一月一日—一九三七年一〇

図1 ドイツの武器輸出における主要国の比率



註) „AGK Jahresbericht 1937“, in: PAdAA, R901/106417, Anhang より作成。

図2 ドイツの対中国武器輸出に占めるHAPROの割合(1936・1937年)



註) „AGK Jahresbericht 1937“, in: PAdAA, R901/106417, Anhang より作成。

月三一日）には、前年次に比べ、ドイツの武器輸出総額は約四・五倍に増え、二億二五〇〇万RMにのぼった。对中国武器輸出に關していえば、ドイツの武器輸出全体に占める比率は下げたが（三六・八%）、総額は前年に比べ一挙に約四倍の八二八〇万RMに拡大した（表1、図1）。

しかも注目すべきことは、一九三六年度における对中国武器輸出総額のうちHAPRO事業によるものが六〇・三%を占めており、さらに翌三七年の对中国武器輸出総額のうちHAPROによるものが実に八七・九%（七二七五万RM）にまで拡大したのである（図2⁴⁰）。ドイツの对中国武器輸出は、こうして、一九三七年度にはほぼHAPROにより独占されたのである。

一九三三年広東契約の完成と両広事変（一九三六年六月）

一九三五年一月二日に北京駐在公使館のプレッセンが報告していたように、クラインの広東プロジェクト第一次契約は一九三五年の初めに一応完成し、広東省に大砲工場、砲彈工場、毒ガス工場、防毒マスク工場が建設された。そのうち大砲工場および砲彈工場などは広州市北方、広東省清遠県に建設され、工場総面積一六〇〇〇平方メートル、機器設備三四〇台を誇った。この工場群は「広東第二兵器製造廠」（通称「琶江兵工廠」と命名され、一九三五年一月に生産を開始した。広東プロジェクト契約に広東派とともに調印した広西派の李宗仁は回想録の中で、「われわれの武器工場の中には、その規格の精密さ、設備の斬新さにおいて、実に中央の各武器工場を凌駕するものがあつた」と誇った⁴¹）。

一九三六年六月、粵漢線が全通した。これによりいまままで上海經由でドイツへ送られていたHAPROの鋳業産品・農業産品は、広州から出荷することが可能となった。

さらに、一九三六年六月、中国中央政府とドイツ国防省・HAPROの関係を改善する事態が発生した。いわゆる「両広事変」である。五月九日、西南派の元老格である胡漢民が突然脳溢血に襲われて広州で死去した。南京中央政

権はこれをきっかけとして西南派に政治的・軍事的圧力を加え、追いつめられた陳済棠・李宗仁は六月三日に連合して「抗日」を通电し、軍を北上させたが、粵漢線で輸送された国民政府軍の前に反乱は一挙に瓦解し、陳済棠は香港に逃亡した。⁽⁴³⁾李宗仁は広西に戻り、白崇禧と相談したうえで二日に通电を發し、中央政府に服従を表明した。

国民党は同年七月一〇日に第五期二中全会を開催し、「中国国民党西南執行部」および「国民政府西南政務委員會」の解散を決定した。同時に陳済棠を解任して余漢謀を「広東綏靖（鎮定）主任」兼第四路軍總司令に任命し、広東省全省の軍事的整理に当たらせることとなった。⁽⁴⁴⁾さらにこの会議で蔣介石は「かりに何人かがわれわれに傀儡国（満洲国）の承認などを強要し、領土主権を侵害するときこそ・・・われわれが最後の犠牲を払うときである」と宣言した。⁽⁴⁵⁾

南京の国民政府軍政部兵工署は同年一月に広東の工場の接收を開始し、翌三七年にそれを完了した。その際に工場は「広東第二兵工廠」と改名された。⁽⁴⁶⁾

広東第二兵工廠は大砲工場、砲彈工場、雷管工場、工作機械工場、鑄造工場、木工場、動力工場などを包括し、三〇〇人の労働者を雇い、約四〇人のドイツ人技師が働いた。生産技術は完全にドイツ人技師に掌握されていた。設計上、毎月の生産能力は七五ミリ歩兵榴弾砲九門、七五ミリ野戦砲九門、一〇五ミリ軽便野戦榴弾砲五門、砲彈一万二五〇〇発とされていた。

日中戦争勃発後、一九三八年四月、広東第二兵工廠は日本軍機の連続爆撃にさらされた。⁽⁴⁷⁾破壊は激しく、生産不能となったため、国民政府軍政部兵工署は同年五月、重慶への移転を決定した。移転にともない名称も「兵工署五十工廠」に改められることになる。⁽⁴⁸⁾

(一) 田嶋信雄「親中路線と親日路線の暗闘」工藤章・田嶋信雄編『日独関係史』第二卷『枢軸形成の多元的力学』東京大学出版会 二

- 〇〇八年、八一五三頁、参照。なお以下「五 ライヒェナウの訪中と、親日派に対する国防省の闘争」は、この性質上、上記論文の一部と重なる部分があることをお断りしておきたい。
- (2) Aufzeichnung Bülow's vom 4. Mai 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 306, S. 466-67
 - (3) Ebenda.
 - (4) Oberkommando der Marine an die Abteilungen der Marineleitung vom 15. Mai 1936, in: BA-MA, RH 11/2v, Case 372/48899, Bl. 390.
 - (5) Blomberg an Falkenhausen vom 6. Mai 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 6680/H096424.
 - (6) Bericht des Wehrwirtschaftsstabes vom 15. Mai 1936, in: BA-MA, RW5/v. 315, „Akte Stein“.
 - (7) Bericht des Oberkommandos der Luftwaffe vom 12. Mai 1936, ebenda.
 - (8) Bericht des Oberkommandos der Kriegsmarine vom 19. Mai 1936, ebenda.
 - (9) Bericht des Generalstabs des Heeres vom 16. Mai 1936, ebenda.
 - (10) Niederschrift des Ministerrates am 27. Mai 1936, in: *Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, Bd. XXVII, S. 144-148.
 - (11) Aufzeichnung Dirksens vom 19. Mai 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 338, S. 524-526.
 - (12) Aufzeichnung Dirksens vom 25. Mai 1935, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 346, S. 538-539.
 - (13) Handschriftlicher Vermerk Dieckhoffs vom 26. Mai 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, S. 539, Anm.5.
 - (14) ナチズム外交における「政府内政治連合」について 田嶋信雄『ナチズム外交と「満洲国」』一〇六頁、参照。
 - (15) Trautmann an Dieckhoff vom 10. Juni 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 363, S. 562-566.
 - (16) Aufzeichnung Meissners vom 9. Juni 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 362, S. 561-562.
 - (17) Aufzeichnung Erdmannsdorffs vom 12. Juni 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 218/147896-97.
 - (18) Ebenda.
 - (19) Aufzeichnung Neuraths vom 19. Juni 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 386, S. 605-606.
 - (20) Aufzeichnung Voss vom 17. Juli 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 218/147932-34.
 - (21) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 17. Juli 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 218/147925-26.
 - (22) Aufzeichnung Voss vom 18. Juli 1936, in: ADAP, Serie C, Bd. V, Dok. Nr. 461, S. 732-734.
 - (23) ライヒェナウの中国訪問については、参照：馬振特・戚如高『蒋介石与希特勒』台北：東大圖書股份有限公司一九九八年，三〇〇頁。
 - (24) Fischer an Erdmannsdorff vom 4. November 1936, in: PADAA, „Projekt Klein“, 218/8034-148037. ライヒェナウ訪中に際し通訳の任に当たった関徳懋は、「当時ライヒェナウは、中独軍事攻守同盟を締結し、ドイツが表に出て日本を抑え、中日紛争を解決し、さらに中独日三国が共同で手を携え、もってソヴェエト・ロシアに対処すること提案していた」と主張している。関徳懋一九九七年，三七頁。

また、プロムバルクも、未刊行の回想録で、当時親中国的な「英米に対抗するユーラシア大陸ブロック構想」を追求していたと主張している。 Bernd Martin (Hrsg.), *Die deutsche Beraterstaff in China*, Düsseldorf: Droste 1981, S. 71. いずれも興味深い見解ではあるが、補強証拠がなく、ただちに信を置くことはできない。

- (25) Aufzeichnung Engels vom 1. Oktober 1938, in: Gerthard Engel (Hrsg. u. kommentiert von Hildegard von Kotze), *Heeresadjutant bei Hitler 1938-1943. Aufzeichnungen des Majors Engel*, Stuttgart 1974, S. 40-41.
- (26) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 30. Oktober 1936, in: ADAP, Seite C, Bd. V, Dok. Nr. 637, S. 1078-1079.
- (27) Aufzeichnung Erdmannsdorfs vom 4. November 1936, in: ADAP, Seite C, Bd. VI, Dok. Nr. 7, S. 19-20.
- (28) Aufzeichnung Dieckhoffs vom 10. November 1936, in: ADAP, Seite C, Bd. VI, S. 20, Anm. 6.
- (29) 「翁文灝等致顧振等電 (一九三六年三月一九日)」『中德外交密檔』三三三—三三六四頁。
- (30) 「翁文灝等致顧振等電 (一九三六年四月三日)」『中德外交密檔』三三三—三三六四頁。また、ドイツ軍事文書館にもリストが存在す。
- (31) 「翁文灝等致顧振等電 (一九三六年三月一九日)」『中德外交密檔』三三三—三三六四頁。また、ドイツ軍事文書館にもリストが存在す。
- (32) „Auftragliste der Chinesischen Kommission im Auftrag des Marschalls Chiang Kai Chek“, BA-MA, RM11/2/v, Case3/2/48899.
- (33) 「一九三八年におけるこのリストの納入状況は、馬振特・戚如高「蒋介石与希特勒」台北：東大圖書股份有限公司一九九八年、三三—三三三頁に掲載されている。
- (34) 「顧振等致翁文灝電 (一九三六年四月三〇日)」『中德外交密檔』三三八〇頁。
- (35) B. Nr. B Stat 1192/35 Gkods vom 15. Mai 1936, BA-MA, RM11/2/v, Case3/2/48899.
- (36) 戚如高・周媛「資源委員会的『三年計画』及其実施」『民国檔案』一九九六年第二期、九五—一〇三頁。
- (37) 同上。資源委員会とHAPROによって進められた「中央鋼鐵廠建設計画」については、萩原充「中国の経済建設と日中関係」ミネルヴァ書房 二〇〇〇年、第一章「南京政府期の鋼鉄業」第二章「中央鋼鐵廠建設計画」、とくに六四—六六頁に詳しい。
- (38) 「武器輸出組合」の成立については、参照、田嶋信雄「武器輸出解禁の政治過程——ナチス・ドイツと对中国武器輸出問題 一九三三—一九三六年」成城大学法学会編「二世紀における法学と政治学の諸相」信山社 二〇〇九年、一六一—二四四頁、参照。
- (39) Jahresbericht der AGK bei der Reichsgruppe für Industrie. Das erste Geschäftsjahr. 1. 11. 1935-31. 10. 1936, in: BA-MA, W1F5/383, Teil 2.
- (40) Reichsgruppe Industrie, Ausführungsbericht für Kriegserzeugnisse, Jahresbericht 1937*, in: BA (folgend zitiert als BA), R901/106471. 筆者は、ドイツ連邦軍事文書館で発見した上記の一九三六年の「年次報告」のみを用いて对中国武器貿易の総額と比率を論じてきたが、その後一九三七年の「年次報告」(一九三六年度の記述を含む)をドイツ連邦軍事文書館で発見することができたので、ここでは二つの数字を併記しておく。
- (41) Ebenda.
- (42) 鄧演存「琶江兵工廠建立始末」廣州市政協文史資料研究委員會編「南天歲月——陳濟棠主粵時期見聞實錄」(廣州文史資料第三七輯) 廣州：廣東人民出版社一九八七年、一六一—一六七頁。鄧演存は当時琶江兵工廠建設事務所主任として工場建設の事務処理に

あつた。

(42) 李宗仁『李宗仁回憶録』下、上海・華東師範大学出版社一九九五年、四七六頁。

(43) 両広事変については、参照、施家順『両広事変の研究』高雄・復文圖書出版社一九九二年。

(44) 李雲漢『中国国民党史述』第三編、台北・中国国民党中央委员会党史委員会 一九九四年、二八三—二八八頁。

(45) 石島紀之『中国抗日戦争史』青木書店 一九八四年、四六頁。

(46) 李滔・陸洪洲編『中国兵工業史』北京・兵器工業出版社二〇〇三年、一五二—一五四頁。

(47) 一九三八年四月に入ると華南方面を主戦地域とする海軍高雄航空隊ならびに第一四航空隊（三狂島に飛行場を建設）が開隊し、華南に進出、年内に七次にわたる作戦をおこなった。そのうち琶江兵工廠は四月一日から二二日と、七月一六日から二五日の二波に渡る攻撃の対象の一つとなった。防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書』第七九卷「中国方面海軍作戦（二）」、東京・朝雲出版社一九七五年、七四頁。

(48) 李滔・陸洪洲編『中国兵工業史』北京・兵器工業出版社二〇〇三年、一五二—一五四頁。

おわりに

以上本稿では、一九三六年四月の中独条約成立にいたる政治過程を、やや細部にまで立ち入りながら分析してきた。いま主としてドイツ側の政策決定過程に着目して本稿の内容の概略を示せば、以下のようになる。

一九三三年夏に蒋介石の招待を受けて訪中したゼークトは、国民政府軍の再編計画などで蒋介石の諮問に答える一方で、私的な動機により武器商人クラインの中国での暗躍を後見した。クラインは一九三三年七月に西南派の陳済棠・李宗仁とのあいだで大砲工場、毒ガス工場、防毒ガスマスク工場などの建設を含む総額約五五〇万香港ドルの契約を成立させ、西南派は現金払いにより債務を履行することとなった（広東プロジェクト第一次契約）。

クラインは一九三四年一月にHAPROを設立して对中国武器貿易に本格的に進出した。広東プロジェクト第一次契約は当初からドイツ国防省（国防大臣プロムベルク、軍務局長ライヒェナウ、国防経済幕僚部長トーマスラ）

の強い支持を受けていたが、同時に駐華ドイツ公使トラウトマンや、対中政策・対日政策に配慮するドイツ外務省からの強い批判にもさらされていた。加えて、西南派との政治的・軍事的な対峙関係にあった中国中央政府も「不法な軍事物資輸入」への批判を強め、没収を含めた強い措置を執るとドイツに警告を発したのである。

一方蔣介石の執拗な再訪要請を受けたゼークトは翌一九三四年四月に在華ドイツ軍事顧問団長の職を引き受けるが、老衰したゼークトは軍事顧問団長としての実質的な活動を同行したファルケンハウゼンに任せ、みずからは同時期に再度訪中したクラインの活動を裏で支援することに集中したのである。

一九三四年夏、クラインは中国で二つのプロジェクトの実現を目指した。第一は南京国民政府との仮契約の締結〔南京プロジェクト〕で、ドイツの工業品ないし工業プラントを中国の農産品やタンクステンなどの鉱業資源とバーターで取引することを規定し、クラインはそのためドイツで一億RMのクレジットの獲得に努力することとされた。駐華公使トラウトマンは自由貿易の立場からこの南京プロジェクトを強く批判するが、ドイツ外務省首脳はそれを「私的な契約」とみなし、当面介入しない姿勢を示した。

他方でクラインは、南京政府との交渉の合間に密かに広州を訪問し、西南派との間で鉄道建設仮契約のほか、港湾施設・製鉄工場・火薬工場・防毒ガスマスク工場など一八〇〇万香港ドルにおよぶ仮契約を締結した。さらに西南派側がそれらをタンクステンなどの鉱業資源によりバーターで支払うことが規定され、クラインはそのためドイツで二億RMのクレジットを獲得するよう努力することとされた（広東プロジェクト第二次契約）。こうしたクラインの活動には、しかも、ドイツ国防省に加え、一九三四年八月に経済大臣を兼任したライヒスバンク総裁シャハトの強力な支持が与えられた。この時期に深刻化したドイツの外国為替危機はシャハトの政策転換を促進し、ドイツ対外貿易の双務化・バーター化をめざす「新計画」を成立せしめていたが、クラインのプロジェクトはまさにシャハトのシエーマに適合的であった。こうしてクラインの広東プロジェクトをめぐるのは、それを強力に支持する国防省とシャハト連合に外務省が対抗するという構図が生まれたのである。国防省と外務省は、事態の明確化の

ため、ゼークトと蔣介石の会談を実現することでかろうじて一致したが、しかしゼークトは蔣介石との会談でも広東プロジェクトへの言及を避け続けた。

こうした中で一九三四年秋、クラインは広東・南京両プロジェクトをめぐる諸官庁・諸企業との交渉のためベルリンに戻った。同じころ、広東プロジェクト第一次契約に基づく武器工場の建設が進展したため、蔣介石・南京国民政府はドイツ外務省に重大な抗議をおこなった。さらに、こうした事態は、クラインの広東プロジェクトを全力で推進するドイツ国防省と、これを批判するファルケンハウゼンの政策的対立を発生せしめた。他方ドイツ外務省は、バーターの貿易方式は支持しようとしつつも、広東・南京両プロジェクトの決定・実施の先延ばしを図る「条件闘争」路線を追求したのである。

しかし三五年に入ると、クラインの途方もない広東鉄道設計画がドイツ外務省にも明らかになるとともに、国防省が広東に軍事顧問や毒ガス技術者を派遣したため、蔣介石への忠誠を重視するファルケンハウゼンが態度を硬化させ、広東プロジェクトに反対する外務省Ⅱファルケンハウゼン連合が成立することとなった。また、蔣介石から広東プロジェクトに関する態度表明を迫られたゼークトは精神的にも身体的にも消耗し、一九三五年三月、健康を理由に帰国の途につくこととなる。同じころクラインはヒトラーと面会し、蔣介石と陳済棠に宛てた肖像写真をヒトラーから受託することに成功した。これはクラインにとって決定的に重要な前進を意味したが、对中国政策をめぐるヒトラーの政治指導自体はきわめて消極的・受動的なものにとどまった。

一九三五年四月一六日、蔣介石はゼークトとドイツ国防省に対し、クラインの広東プロジェクトに同意していないという強い抗議をおこなった。これに対しプロムベルクは「ヒトラーの支持」というシンボルを持ち出して正面突破を図るとともに、シャハトも孔祥熙に書簡を送り、中国国民政府とのバーター貿易Ⅱ南京プロジェクト実現への強い意欲を示し、国防省のために援護射撃をおこなったのである。

ヒトラーの政治指導の不在と蔣介石の強い抗議は、しかし、いずれにせよドイツ国防省と外務省の相互調整を不

可避とした。一九三五年五月二十四日、両者はクラインの活動を広東から南京に移し、広東プロジェクトから漸次撤収することで一致したのである。しかしながら、この妥協は、蒋介石の意思の確認をクラインに委ねるとともに、すでに発注済みの広東プロジェクトの進行を容認したことにより、根本的な解決にはほど遠いものであった。

一方、こうした中独関係の背後にある中国国内の政治状況は、一九三四年秋から三五年春にかけ、大きな変化を見せ始めていた。すなわち三四年一〇月、国民政府軍に包囲された紅軍は「大長征」という名の敗北を強いられ、さらに紅軍の退却により、西南派は南京国民政府の直接的な政治的・軍事的圧力にさらされることとなったのである。このことは、蒋介石から見れば、西南派を屈服させ、場合によってはクラインの広東プロジェクトの成果である武器工場群を接収する可能性が生じたことを意味していた。

このころドイツ側の政策決定過程には、中国情勢に疎いゲーリングおよび航空省が対広東政策に介入し、さらに上海総領事クリーベルが広東プロジェクトへの強力な反対派として登場して政治的混乱を助長していた。クリーベルはその際ヒトラーを政策決定過程に引き出すことで自己に有利な政治的解決を図ろうとしたが、しかし当時英独海軍協定の調印に夢中になっていたヒトラーが对中国政策に積極的に乗り出すことはなかった。また、帰国したゼークトも六月二六日にヒトラーと面会して中国情勢に関する報告をおこなったが、この席でもヒトラーから对中国政策に関する積極的な政治指導がおこなわれることはついになかったのである。こうして对中国政策をめぐるナチス・ドイツ内の混乱は、ヒトラーの政治指導を欠いたまま、いわば「ルールなき政府内政治」の様相を呈するにいたったのである。

ヒトラーの政治指導を欠いた中独関係の調整は、つぎには蒋介石の決定に委ねられることとなった。六月一六日に成都でクラインを接受した蒋介石は、しかし、南京プロジェクトを承諾したものの、広東プロジェクトに関しては、前述した中国国内政治状況の変動を背景に、明確な態度表明を避けたのである。当然のことながら、クライン

はこれを蔣介石のゴーサインとして解釈しかつ吹聴した。一方、クライン一派の報告に納得しないファルケンハウゼンは蔣介石の真意を確認するため七月末に成都に飛んだが、そこでかれが確認したのは、クラインの南京プロジェクトについては推進する一方で、他方広東プロジェクトについては対外的に否定しつつ、将来の接収をも見越してそれを事実上黙認するという蔣介石のアンビヴァレントな態度であった。

以上のようなミクロなレヴェルでの動向の背後には、世界経済のブロック化と中独における外国為替不足の進展、さらにはそれに対応する中独両国での新しい国防経済思想の登場という事態が存在していた。中国では満洲事変と日本の侵略の拡大を重要な契機として翁文灝・錢昌照を中心とするテクノクラート集団Ⅱ資源委員会による国防経済計画が進展し、蔣介石の指導権のもと、中国とりわけ華南地方に豊富に存在するタングステンなどレアメタルの採掘や重工業の建設が進められていった。しかも資源委員会は、一九三五年一月における親日派の後退により、中国の政治・軍事のなかでその重要性を顕著に拡大していくことになる。

一方ドイツでも国防省国防経済幕僚部長トーマスや経済大臣兼ライヒスバンク総裁シャハトを中心に、自由主義的経済思想から決別して総力戦体制の構築をめざす統制経済思想への転換が進んでいた。とりわけ当時のドイツでは外国為替が払底しており、軍拡に必要な原料資源を確保するため、代替生産や対外貿易における大規模なバーター・プロジェクトの重要性が叫ばれていたのである。こうして中独両国の国防経済面における協力の基盤が形成されていった。

そして、まさにこの中独協力の一つの方向を極端な形で示していたのがクラインの「組織建議」であった。それは中国の政治・軍事・行政・経済・社会・教育にわたる広範な建設計画であり、こうした計画をドイツが全力で支援することが規定されていたのである。この「組織建議」で規定された事項の多くは、のちに中国国民政府・資源委員会の「重工業建設三カ年計画」のなかに受け継がれていくことになる。

一九三五年秋、以上のような事態を受けてクライン・ドイツ国防省と中国国民政府・資源委員会の交渉が本格化

した。一月初旬、資源委員会がタンングステン・アンチモン・錫それぞれ四〇〇トンや大豆・落花生・胡麻などの油種を用意する手はずを整えたことにより南京プロジェクトはほぼ合意に達し、一月二三日、蒋介石はゼークト、ヒトラー、シャハト、プロムベルクに書簡をしたため、クラインの南京プロジェクトを全力で推進する決意を示したのである。

一九三六年一月に中国国民政府は顧振を団長とする代表団を中国に派遣し、中独交渉は大詰めを迎えることとなった。代表団はドイツ各地の兵器産業・重化学工業の諸工場を存分に見学し、他方ドイツ国防省は代表団を歓迎して中国からの受注に全力をあげたのである。交渉は順調に進むように見えたが、しかし最後に問題となったのはクラインの広東プロジェクト、とりわけ毒ガス工場建設の進展に関する情報であった。蒋介石は、一九三六年二月と三月の二度にわたり駐華ドイツ大使トラウトマンを接見したが、その際蒋介石は、クラインの広東プロジェクトが中断されない場合、交渉決裂もありうるとの強い怒りを示したのである。

こうした蒋介石の抗議に対し、プロムベルク・ドイツ国防省は、クラインの広東プロジェクトは「小さな武器工場」の建設であり、武器と毒ガスは提供されていないと居直った。さらにプロムベルクは、中国と「互恵に基づいて良好な友人関係を築きたい」との希望を述べ、「中国は天国」とまで褒めそやして蒋介石の泣き落としを図ったのである。蒋介石は三月二六日、このプロムベルクの言明に接して態度を軟化させ、中独条約締結への最終的なゴーサインを出したのである。

一方外務省は中国におけるクラインと翁文灝の交渉や中国代表団のドイツでの活動についてほとんど蚊帳の外に置かれていたが、しかしその後駐華大使トラウトマンからの報告によりようやくクラインの策動の詳細を知ることができた。外務省は三月末、貿易政策上および外交政策上の観点から南京プロジェクトに否定的な態度を表明したが、それはあまりに遅きに失したのである。

こうした長い過程を経て、一九三六年四月八日、一億RMの借款供与と、中独の生産品のパートナー交易を主要な

内容とする中独条約が締結されるにいたった。この条約の成立は、ナチス・ドイツの政府内政治の観点から見れば、中独協力を遮二無二推進してきたプロムベルク、ライヒェナウ、トーマスらドイツ国防省と経済大臣兼ライヒスバンク総裁シャハトの連合の勝利であり、ノイラート外相・駐華大使トラウトマンら外務省とファルケンハウゼンの連合の敗北を意味した。この過程でヒトラーの外交指導がほとんど介在しなかったことも確認しておかなければならない。

この条約に基づき中国国民政府はドイツに武器工場プラントや重化学工業プラント、さらに大量の武器を発注した。ドイツ国防省も、ドイツ国防軍の軍需品調達計画のなかにこうした中国側の発注を有機的に編入し、中国の軍拡に全力を尽くすこととなった。HAPROによる中国国民政府への武器輸出は、一九三六年度（一〇月末まで）には一〇一〇万RM、さらに三七年度（一〇末まで）には八二八〇万RMにおよんだ。ゼークトの建軍思想や在華ドイツ軍事顧問団による軍事指導も合わせ、中国国民政府軍は、ドイツ国防軍のいわば「兄弟軍」としての性格を強く有するにいたった。

翁文灝・資源委員会は、クラインの「組織建議」の影響を受け、さらにこうしたドイツからのプラント輸入に依拠しながら、一九三六年六月、「重工業三カ年計画」の実施に踏み切った。それは、湖南省、湖北省、江西省などの内陸部に武器工場、重化学工業、鉱山業などを集中的に建設しようというもので、あきらかに対日戦争を想定したものであった。こうして中独条約に基づく中独協力は、中国の対日抗戦力の重要な一翼を担うことになった。

しかしながら、中独条約成立をめぐる政府内政治に勝利した国防省であったが、日独防共協定をめざす軍縮問題全権代表リッペントロップ（一九三六年八月より駐英大使）、国防省防諜部長カナーリス、駐日大使ディルクセンら親日派との激しい抗争に陥らざるをえなかった。日独防共協定は、成立すれば、中独条約と著しく抵触する可能性があったからである。国防省は一九三六年五月、「極東における権力要因としての日本」をまとめ、あらゆる機会をとらえて日独協定に反対した。さらに、対中政策では国防省と対立した外務省も、対日政策では国防省と歩調

を揃えたため、日独防共協定に反対する国防省と外務省の連合が成立していたのである。

しかしながらこの国防省⇨外務省連合を崩壊させたのは当の国防省であった。プロムベルクは、一九三六年夏、中独条約に基づく中独友好関係の確認のため、自らの名代として元軍務局長(当時ミュンヘン第七軍官区司令官)ライヒエナウを中国に派遣し、親中姿勢を明確にしたのである。さらに「中国病に罹った」(ヒトラー)ライヒエナウは中国現地でいっそう言動をエスカレートさせ、極めて軍事同盟的な色彩を帯びた中独協力論を主張し始めたのである。加えて中国の全面的な軍事化をめざすクライン・H A P R Oの「組織建議」がこのかん外務省に伝えられ、事態を一層錯綜させることとなった。

すでにベルリン駐在日本大使館から中独条約に関し再三にわたる照会と抗議を受けていたドイツ外務省はこうした事態を前にして苦境に陥り、ついにその内部に日独防共協定を容認する意見を生み出した。こうして日独防共協定に反対する国防省⇨外務省連合は、内部的に崩壊していったのである。

一九三六年一月、プロムベルクおよびトーマスは外務省に譲歩し、「ライヒエナウ路線」とクラインの突出した「組織建議」を「日独関係を考慮して、抜本的に修正」したのである。こうしてドイツ国防省は、日独防共協定をやむなく容認するにいたった。しかしながらその譲歩は、クラインとライヒエナウの「行き過ぎ」を修正しようというものに過ぎず、かれらの親中路線の放棄を意味するものでももちろんなかったのである。

中独両国は、以上のような諸関係および諸状況のもとで、翌一九三七年七月七日に盧溝橋事件勃発を迎えることとなる。

(たじま・のぶお⇨本学教授)

本稿は、二〇一〇―二〇一一年度成城大学特別研究助成金による個人研究(研究課題「中国と欧州大戦 一九三九―一九四五年」)の成果の一部である。